

芽室町

子ども・子育て支援事業計画

～子育てしやすい笑顔あふれるまちを目指して～

平成28年9月(改訂版)

芽室町

目次

第1章 計画の概要	1
1 計画策定の背景	2
(1) 国の少子化対策の経緯	2
(2) 子ども・子育て支援新制度のスタート	2
①子ども・子育て支援新制度の目的	2
②新制度の主な取組	3
③新制度における給付・事業の概略図	4
2 子ども・子育て支援事業計画の策定	4
(1) 子ども・子育て支援事業計画策定の経緯	4
(2) 支援計画の基本的な考え方	4
(3) 支援計画の根拠と位置付け	5
(4) 支援計画の体系	5
(5) 支援計画の期間	6
第2章 芽室町の子どもと子育て家庭を取り巻く環境	7
1 人口	8
(1) 人口の推移	8
①総人口の推移	8
②年齢3区分別人口の推移	8
③総人口の予測	9
④年齢3区分別人口の予測	9
(2) 出生数の推移	10
(3) 合計特殊出生率の推移	10
(4) 世帯数及び1世帯当たりの人口の推移	11
2 幼稚園・保育所	12
(1) 幼稚園	12
(2) 認可保育所(園)	13

(3) 認可外保育所	1 5
(4) 教育・保育施設の利用割合（未就学児）	1 6
3 放課後児童健全育成事業	1 7
(1) 放課後児童クラブ	1 7
(2) 児童館	1 8
第3章 計画の基本理念	1 9
1 基本理念・目標・方針	2 0
2 基本指針	2 1
第4章 芽室町の子ども・子育て支援施策の展開	2 2
1 新制度の全体像	2 3
2 新制度の事業体系	2 3
(1) 子どものための教育・保育給付	2 3
(2) 地域子ども・子育て支援事業	2 4
(3) 保育の必要性の認定	2 5
3 教育・保育、地域子ども・子育て支援事業の推計	2 6
(1) 推計の手順	2 6
4 教育・保育の区域設定	2 7
(1) 区域設定の基本的な考え方	2 7
(2) 施設・事業別区域設定一覧	2 7
5 教育・保育事業の実施計画	2 8
(1) 幼稚園	2 8
(2) 保育所（園）	3 0
(3) 認定こども園	3 4
6 地域型保育事業の実施計画	3 6
(1) 家庭的保育事業	3 6
(2) 小規模保育事業	3 6
(3) 居宅訪問型保育事業	3 6
(4) 事業所内保育事業	3 6
7 地域子ども・子育て支援事業の実施計画	3 8
(1) 利用者支援事業	3 8

(2) 地域子育て支援拠点事業	39
(3) 妊婦健康診査	39
(4) 乳児家庭全戸訪問事業	40
(5) 養育支援訪問事業	41
(6) 子育て短期支援事業	41
(7) ファミリーサポートセンター事業	42
(8) - 1 一時預かり事業 (幼稚園)	43
(8) - 2 一時預かり事業 (保育所)	44
(9) 延長保育事業	45
(10) 病児・病後児保育事業	47
(11) - 1 放課後児童健全育成事業 (放課後児童クラブ)	49
(11) - 2 放課後児童健全育成事業 (児童館)	50
(12) 実費徴収に係る補足給付事業	51
(13) 多様な主体の新制度への参入促進事業	52
8 学校教育・保育の推進に関する体制	53
(1) 認定こども園の普及に係る考え方に	53
(2) 幼稚園教諭と保育士の合同研修会に対する支援	53
(3) 各実施計画の役割及びその推進方策	53
(4) 幼稚園・保育所と小学校との連携推進方策	53
 第5章 関連施策の展開	 54
1 産後休業及び育児休業後における特定教育・保育施設等の円滑な利用確保	55
2 児童虐待防止対策の充実	55
(1) 要保護児童対策協議会を中核とした連携体制	55
(2) 虐待発生予防の強化	55
3 ひとり親家庭等の自立支援の推進	55
(1) ひとり親家庭等の相談支援	55
(2) ひとり親家庭への医療費助成の実施	55
(3) ひとり親家庭等への保育料軽減	55
4 発達支援システムの充実	56
(1) 芽室町発達支援システムの充実	56
(2) 課題への連携体制構築	56
5 労働者の職業生活と家庭生活との両立	56
(1) 仕事と生活の調和の実現	56

- (2) 仕事と子育ての両立のための基盤整備…………… 5 6
- (3) 父親の子育て参加意識の向上…………… 5 6

第1章 計画の概要

1 計画策定の背景

(1) 国の少子化対策の経緯

近年わが国の少子化傾向は、ますます進行し、平成 17（2005）年には合計特殊出生率（ひとりの女性が一生の間に生むと考えられる子どもの数）が 1.26 まで低下しましたが、平成 18（2006）年以降はわずかながら増加に転じ、平成 24（2012）年では、1.41 となっています。しかし依然として、人口を維持するのに必要な合計特殊出生率 2.08 を下回っている状況が続いており、この流れは今後も続くと言想されています。

こうした近年の出生率の動向を鑑み、国は仕事と子育ての両立支援など子どもを生み育てやすい環境づくりに向けての検討を始め、平成 6（1994）年に「エンゼルプラン」を策定し、平成 11（1999）年を目標として保育サービスの充実を図り、同年 12 月には、保育サービスに加えて、雇用、母子保健等の事業を盛り込んだ「新エンゼルプラン」を策定しました。また、平成 15（2003）年には、次世代育成支援対策推進法（以下「次世代推進法」という。）が制定され、家庭と事業者、行政が一体となって次世代育成支援対策を迅速かつ重点的に推進するために、地方公共団体及び事業主にそれぞれ行動計画の策定が義務付けられました。

しかしながら、依然として少子化は進行しており、核家族化の進行や地域のつながりの希薄化などから、多くの子育て家庭が子育ての孤立感と負担感を抱いているのが現状です。

そこで、幼児期の学校教育や保育、地域の子ども・子育て支援の量の拡充と質の向上を進め、子育てを取り巻くさまざまな課題を解決するために、平成 24 年 8 月に「子ども・子育て関連 3 法（以下「関連 3 法」という。）（※ 1）」が公布されました。

（※ 1）子ども・子育て関連 3 法

- ・「子ども・子育て支援法」
- ・「就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律（認定こども園法）の一部改正法」
- ・「子ども・子育て支援法及び認定こども園の一部改正法の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律」

(2) 子ども・子育て支援新制度のスタート

① 子ども・子育て支援新制度の目的

「子ども・子育て支援新制度（以下「新制度」という。）」とは、関連 3 法に基づく新たな制度で「質の高い幼児期の教育・保育の総合的な提供（認定こども園の普及）」、

「保育の量的拡大・確保、教育・保育の質的改善（待機児童解消の実現、少人数・小規模保育の創設）」、「地域の子ども・子育て支援の充実（地域子育て支援拠点事業、放課後児童クラブ等の充実）」に向けた具体的取組みにより、すべての子どもに良質な育成環境を保障し、一人ひとりの子どもが健やかに成長することができる社会の実現を目指すものです。

② 新制度の主な取組

○ 質の高い幼児期の教育・保育の総合的な提供＜「認定こども園（※2）」の普及＞

（※2）認定こども園

幼稚園と保育所両方の役割をもつ施設で、以下の機能を備え都道府県の認定を受けた施設

- ・就学前の子どもに幼児教育・保育を提供する機能
- ・地域における子育て支援を行う機能

○ 保育の量的拡大・確保、教育・保育の質的改善

- ・地域のニーズを踏まえた「子ども・子育て支援事業計画」の策定
- ・教育・保育に対する財政措置の充実（認定こども園、幼稚園、保育所の給付制度及び「地域型保育事業（※3）」の給付制度創設）

（※3）地域型保育事業（市町村による認可事業）

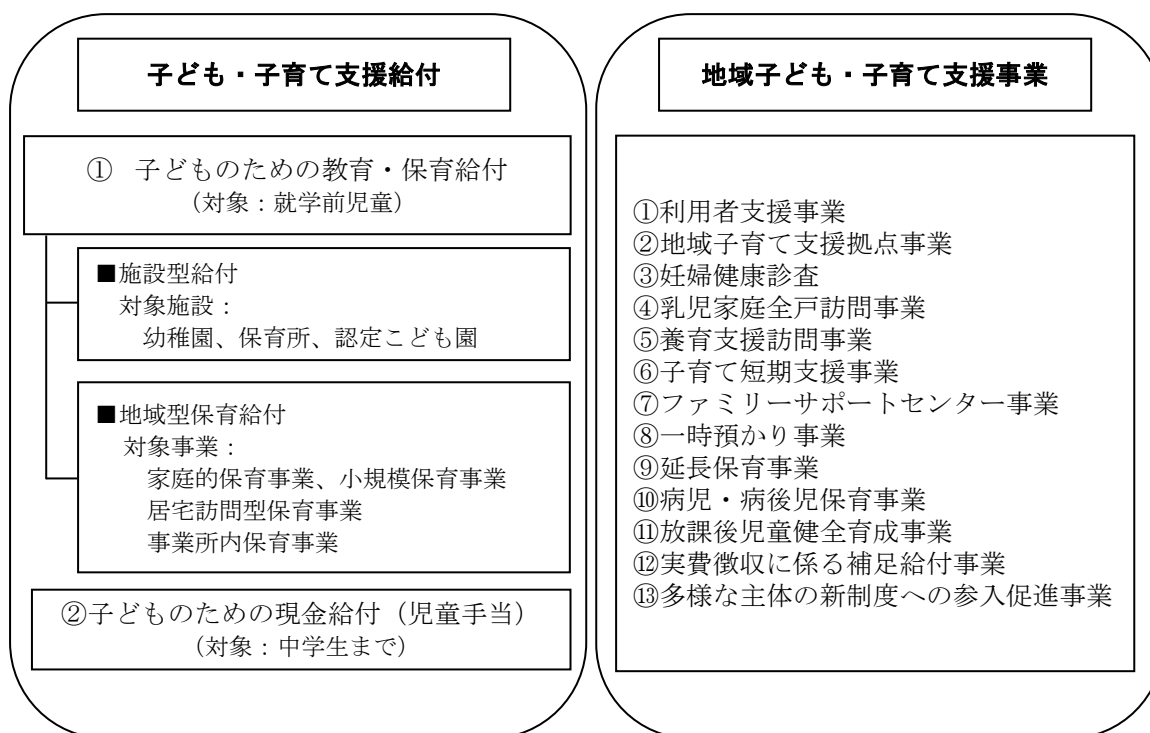
3歳未満の少人数の子どもを保育する次の4事業

- ・家庭的保育事業
- ・小規模保育事業
- ・居宅訪問型保育事業
- ・事業所内保育事業

○ 地域の子ども・子育て支援の充実

- ・子育てに対する多様な支援の充実（利用者支援事業の創設、地域子育て支援拠点事業、放課後児童クラブなどの既存の「地域子ども・子育て支援事業」の充実）

③ 新制度における給付・事業の概略図



2 子ども・子育て支援事業計画の策定

(1) 子ども・子育て支援事業計画策定の経緯

本町ではこれまで、次世代推進法に基づき、子育て支援策の方向性や目標として「めむろ次世代育成支援行動計画（計画期間／前期：H17-21、後期：H22-26）（以下「次世代計画」という。）」を策定し、「まちぐるみ 子どもと親と地域を育て 明るい未来へ支援の輪」を基本理念に掲げ取り組んできました。

平成24年8月に公布された「子ども・子育て支援法（以下「支援法」という。）」では、市町村の責務として「子ども・子育て支援給付及び地域子ども・子育て支援事業を総合的かつ計画的に行うこと（第3条）」と規定し、さらに「5年を1期とする教育・保育及び地域子ども・子育て支援事業の提供体制の確保その他この法律に基づく業務の円滑な実施に関する計画を定めるとする。（第61条）」としています。

このたび、これらの経過に基づき、本町の個性と特長を生かした「芽室町子ども・子育て支援事業計画（以下「支援計画」という。）」を策定するものです。

(2) 支援計画の基本的な考え方

支援計画は、教育・保育のサービスの利用量を定め、併せて利用量を満たすための方

策を具体的に定める事業計画で、国は「幼児期の学校教育・保育・地域の子育て支援についての需要計画」と位置付けています。

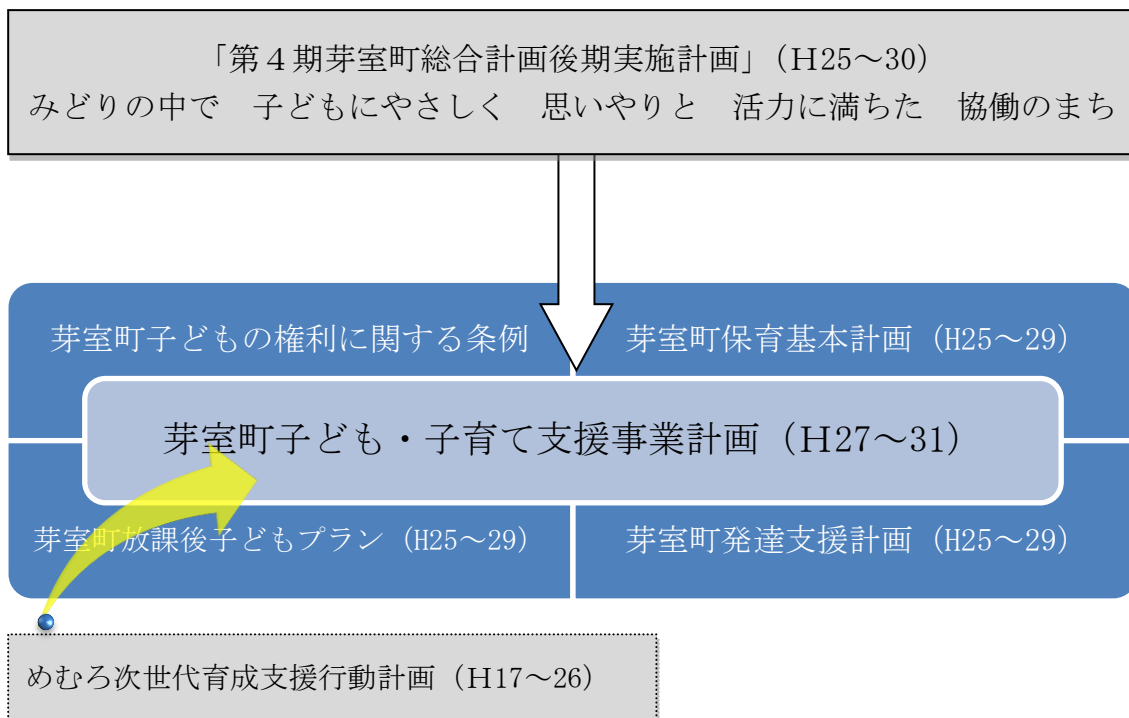
計画策定に当たり、子ども・子育て支援法で規定する「子ども・子育て支援給付」や「地域子ども・子育て支援事業」の整備・実施はもとより、本町における新たな総合的な子ども・子育て支援施策として、子どもや親、地域社会などさまざまな観点が反映された事業実施の基礎となることを目指して策定するものです。

(3) 支援計画の根拠と位置付け

支援計画は、支援法第 61 条に規定する「市町村子ども・子育て支援事業計画」です。なお、次世代推進法に基づき策定した次世代計画を引き継ぐ計画として位置付けます。

(4) 支援計画の体系

本計画は、「第 4 期芽室町総合計画後期実施計画」(H25～30) を前提とし、策定に当たっては、支援法に基づく基本指針を踏まえ、「芽室町子どもの権利に関する条例」(H18.3 制定) に定める 4 つの権利を保障し、「芽室町保育基本計画」(H25.3 策定)、「芽室町放課後子どもプラン」(H25.3 策定)、「芽室町発達支援計画」(H25.3 策定) を包括しています。なお、計画期間中において着実な事業の実施を図るため、毎年進行管理を行います。



(5) 支援計画の期間

支援計画の期間は、平成 27 年度から平成 31 年度までの 5 年間とします。

平成 17	21	22	23	24	25	26	⑳	㉑	㉒	㉓	㉔	㉕
前期計画 策定・見直し		めむろ次世代育成支援行動計画 【後期行動計画】					後継	芽室町子ども・子育て支援 事業計画				

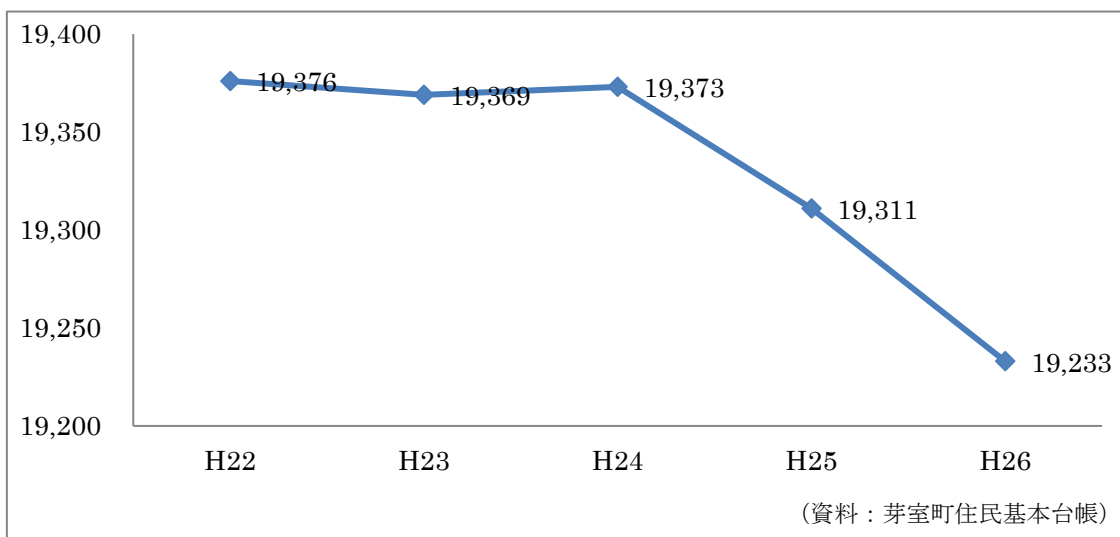
第2章 芽室町の子どもと子育て家庭を取り巻く環境

1 人口

(1)人口の推移

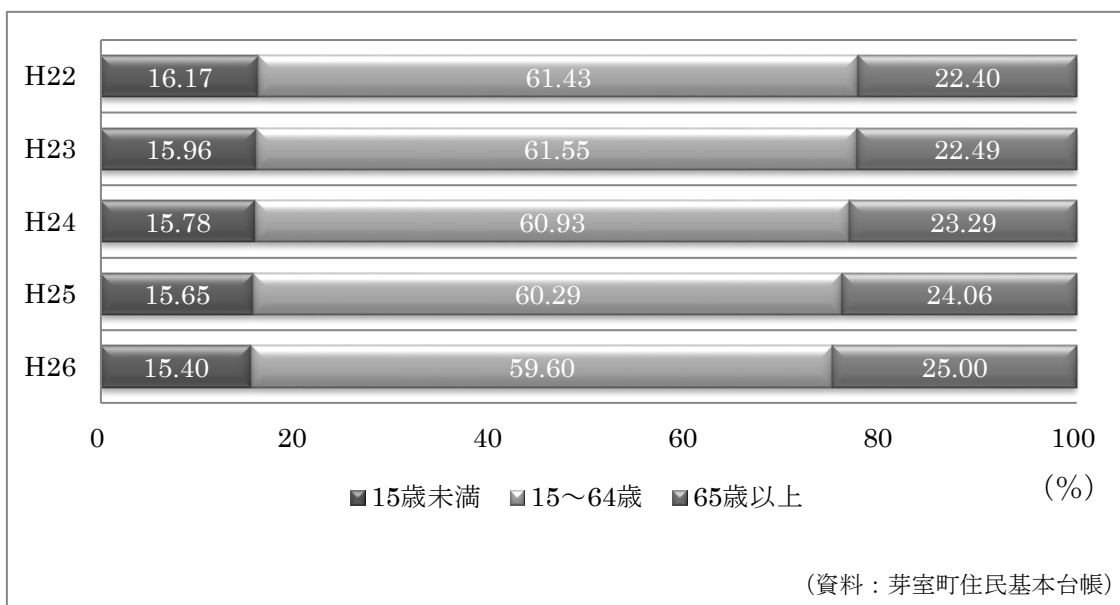
①総人口の推移

総人口は横ばいから減少傾向で、平成 26 年は 19,233 人となっています。



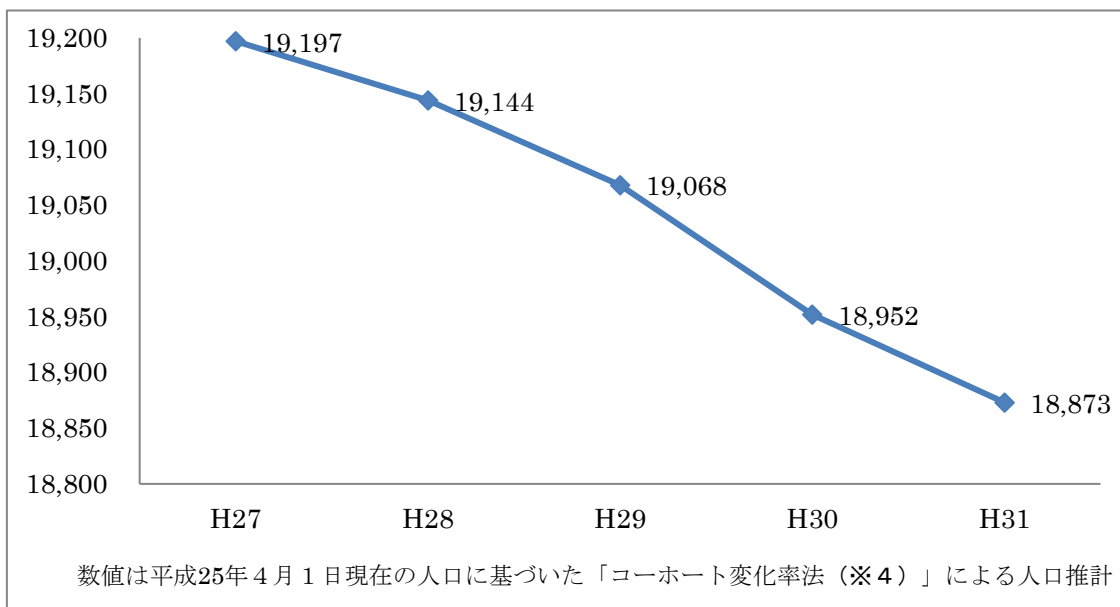
②年齢3区分別人口の推移

15歳未満の年少人口比率は年々低下傾向にあり、平成26年は15.40%となっています。これに対し、65歳以上の高齢者人口は上昇し、平成26年は25.00%となっています。



③総人口の予測

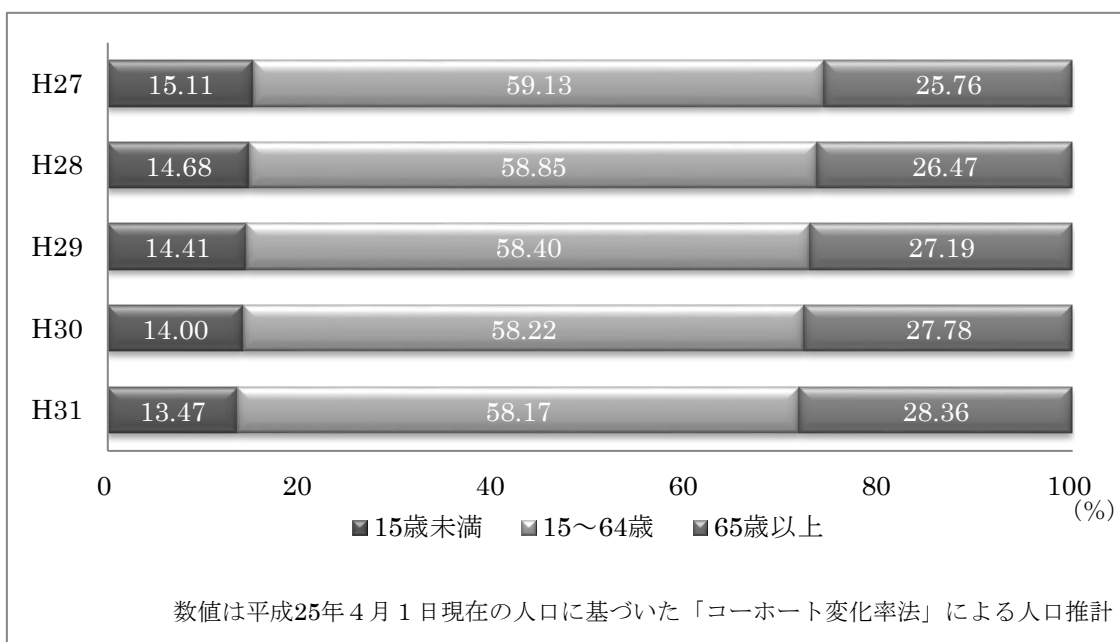
将来の人口は減少傾向にあり、平成30年には18,952人となり19,000人台を下回る予測となっています。



※4 各コーホート（同じ年に生まれた人々の集団）について、過去における実績人口の動勢から「変化率」を求め、それに基づき将来人口を推計する方法。

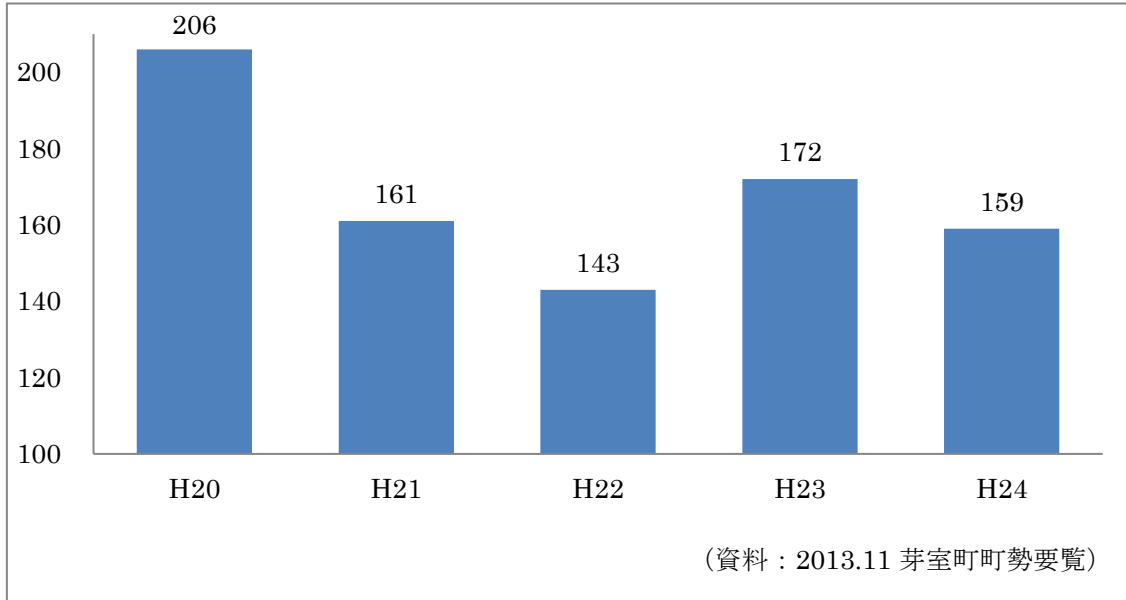
④年齢3区分別人口の予測

少子高齢化はますます顕著になる傾向が続き、高齢化率が平成31年には28.36%になると予測されます。



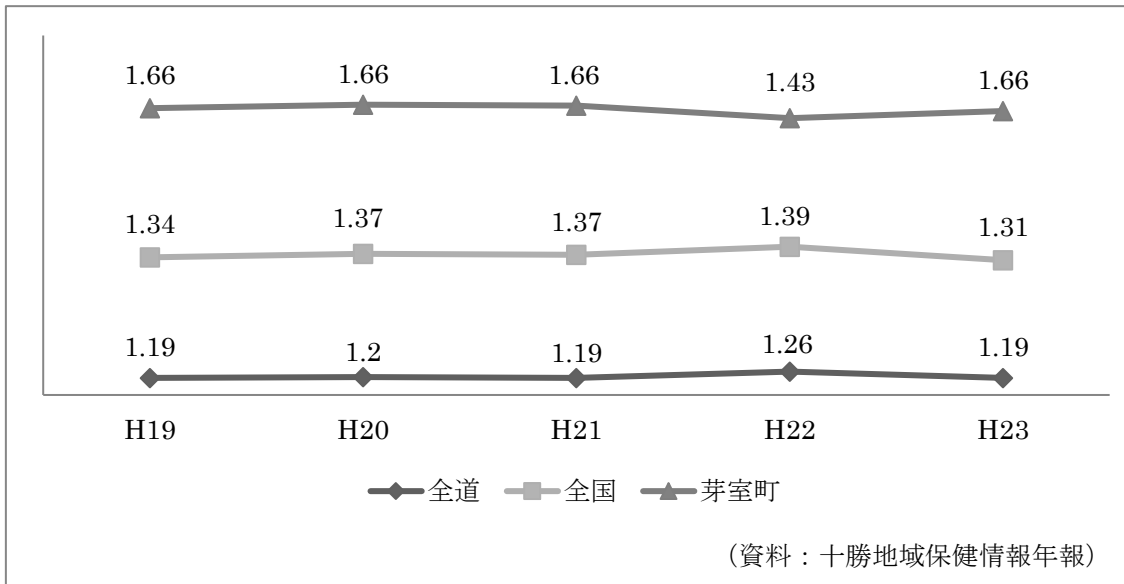
(2) 出生数の推移

出生数は微増・微減を繰り返しており、平成24年は159人で平成20年と比較すると、47人減少しています。



(3) 合計特殊出生率(※5)の推移

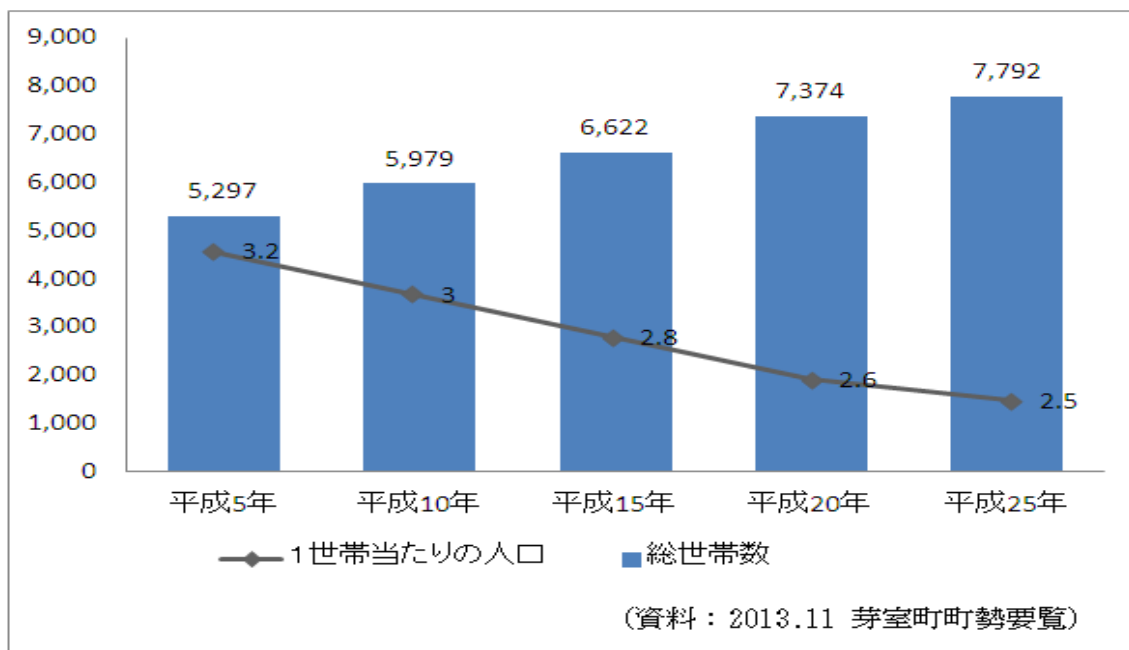
合計特殊出生率は横ばいで推移していますが、全国値及び全道値を上回った値となっています。



※5 合計特殊出生率 1人の女性が一生のうちに生む子どもの平均数。

(4)世帯数及び1世帯当たりの人口の推移

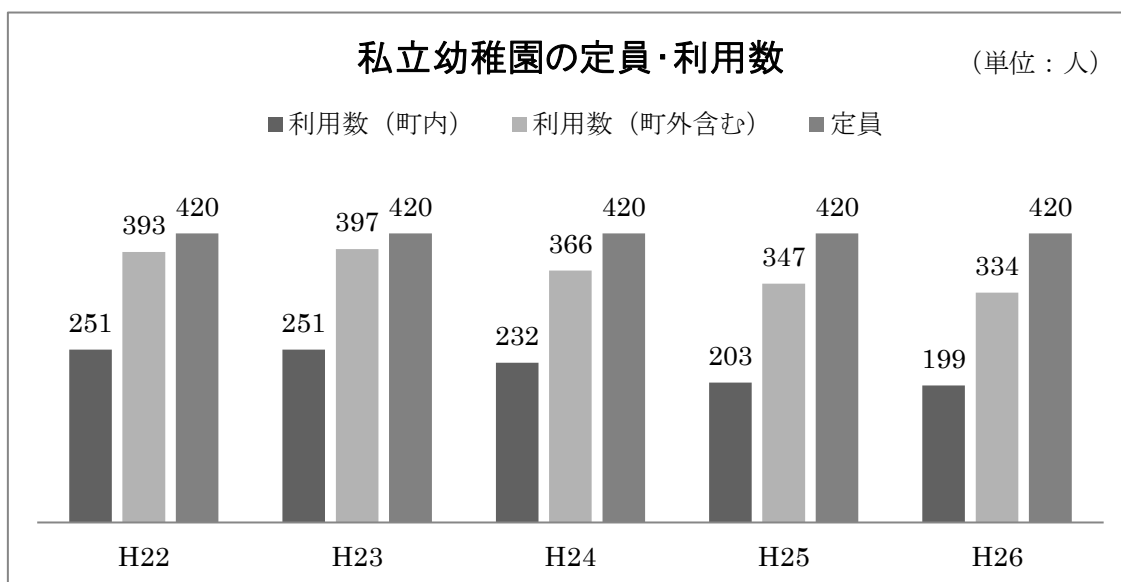
世帯数は年々増加し、平成25年には7,792世帯となっています。これに対し、1世帯当たりの人口は減り続け、平成5年の3.2人から平成25年には2.5人と20年間で0.7人減少しています。



2 幼稚園・保育所

(1) 幼稚園

平成 27 年 4 月現在、私立幼稚園が 2 か所運営され、利用数は平成 22 年の 251 人以降、年々減少し、平成 26 年の利用数は 199 人となっています。



(各年 5 月 1 日現在)

■ 幼稚園別の定員・利用数

(単位：人)

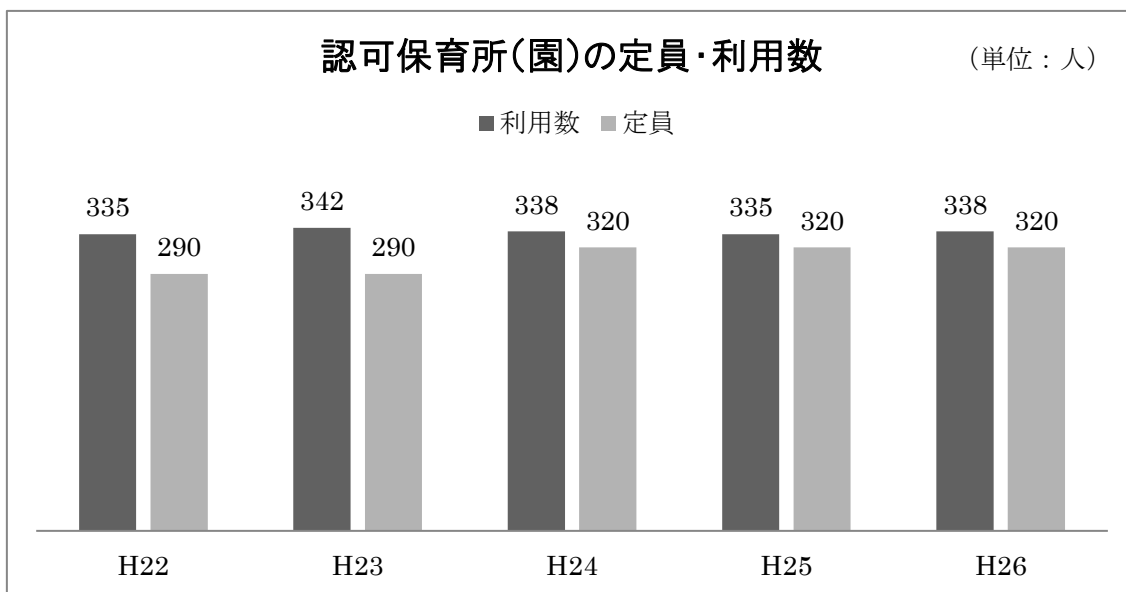
幼稚園名	区分	H22	H23	H24	H25	H26
芽室幼稚園 (定員 240 人)	町内	208	207	193	163	160
	町外	1	5	5	3	2
	計	209	212	198	166	162
北明やまざと幼稚園 (定員 180 人)	町内	43	44	39	40	39
	町外	141	141	129	141	133
	計	184	185	168	181	172
合 計		393	397	366	347	334

(各年 5 月 1 日現在)

(2)認可保育所(園)

平成 27 年 4 月現在、認可保育所を 2 か所（民間委託）運営しています。利用数は、平成 22 年の 335 人以降、横ばい傾向にあり、平成 26 年には微増し 338 人となっています。

平成 23 年度からは、入所枠超過により希望する認可保育所に入所できない場合、本町独自の待機児童対策により町内外の民間認可外保育施設へ案内し、「待機児童ゼロ」を継続しています。



(各年 4 月 1 日現在)

■認可保育所(園)別の定員・利用数

(単位：人)

保育所(園)名	年齢	H22	H23	H24	H25	H26
めむろかしわ 保育園 (定員 200 人) ※H23 までは 170 人	3 歳以上	130	144	146	138	139
	3 歳未満	72	74	74	76	72
	計	202	218	220	214	211
めむろてっなん 保育所 (定員 120 人)	3 歳以上	95	91	83	84	80
	3 歳未満	38	33	35	37	47
	計	133	124	118	121	127
合 計		335	342	338	335	338

(各年 4 月 1 日現在)

■待機児童対策の利用数

(単位：人)

施設名	H23	H24	H25	H26	H27
トムテのいえ（町内）	1	2	1	5	8
ChipS（帯広市）	0	0	0	0	1
計	1	2	1	5	9

(各年4月1日現在)

(単位：人)

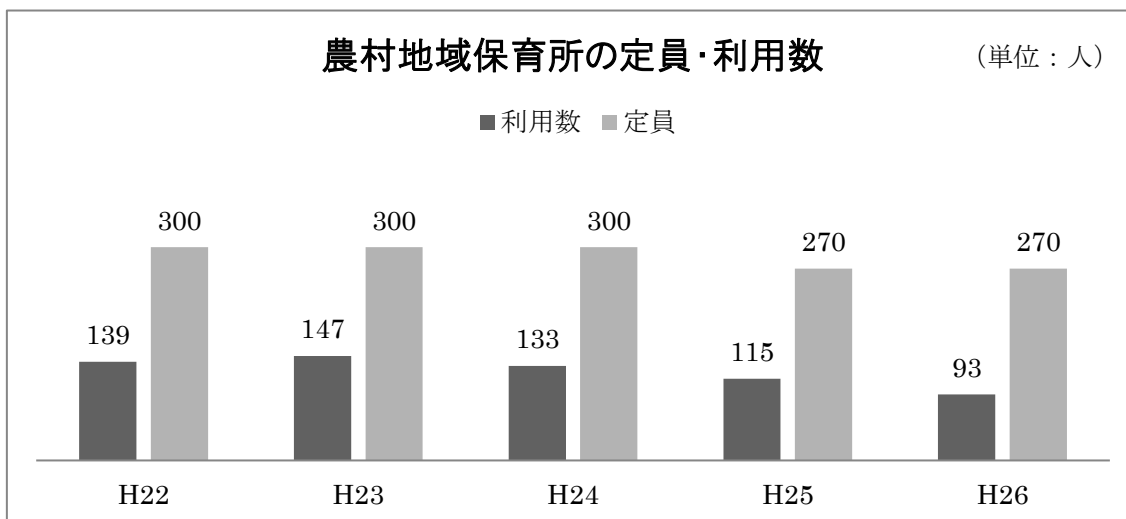
施設名	H23	H24	H25	H26	H27
トムテのいえ（町内）	5	10	9	15	13
ChipS（帯広市）	0	0	0	4	13
計	5	10	9	19	26

(年度内実利用人数)

(3)認可外保育所

平成 27 年 4 月現在、農村地域保育所（町直営）を 5 か所運営しています。また、民間事業者による小規模認可外保育施設が 1 か所運営されています。

農村地域保育所の利用数は、平成 22 年度の 139 人以降、年々減少し、平成 26 年には 93 人となっています。



(各年 4 月 1 日現在)

■認可外保育所(園)別の定員・利用数

(単位：人)

保育所名	H22	H23	H24	H25	H26
①上美生保育所 (定員 50 人)	25	22	17	20	17
②北伏古保育所 (定員 50 人)	25	25	24	24	20
③明正保育所 (定員 30 人)	26	24	24	21	15
④中伏古保育所 (定員 30 人)	16	17	15	12	12
⑤祥栄保育所 (定員 30 人)	14	17	13	14	8
⑥上伏古保育所 (定員 30 人)	15	17	16	14	16
⑦美生保育所 (定員 50 人)	13	19	15	10	5
⑧西土狩保育所 (定員 30 人)	5	6	9	休所	休所
合 計	139	147	133	115	93

(各年 4 月 1 日現在)

(4)教育・保育施設の利用割合(未就学児)

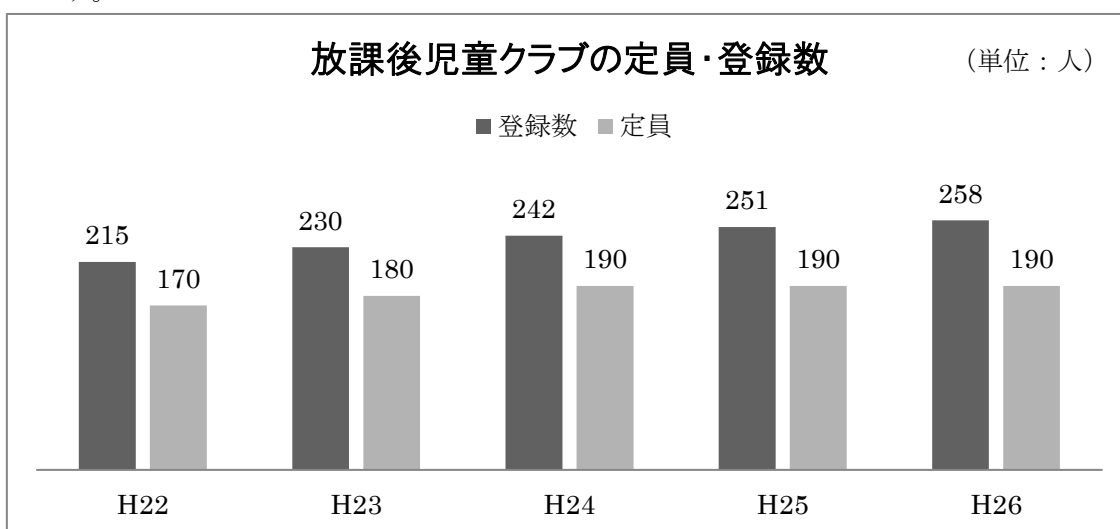
種別 年度	幼稚園 (各年5月1日)		認可		認可外		その他		計
	人	%	人	%	人	%	人	%	人
22	251	34	335	45	139	19	13	2	738
23	251	34	342	45	147	20	7	1	747
24	232	33	338	47	133	19	10	1	713
25	203	31	335	50	115	17	12	2	665
26	199	31	338	53	93	15	10	1	640

3 放課後児童健全育成事業

(1)放課後児童クラブ

放課後児童クラブは、芽室小学校区で2クラブ、芽室西小学校区で1クラブ、また、上美生小学校区では地域運営により上美生学童クラブが運営されています。芽室南小学校区は、保護者・学校・教育委員会で組織する運営委員会により「みなみっ子広場」を開催（4月～11月）し、放課後の居場所づくりに努めています。

放課後児童クラブの利用児童数は年々増加し、市街地の放課後児童クラブにおいては、平成22年度の登録数215人に対し、平成26年には258人と43人増加しています。



(各年4月1日現在)

■児童クラブ定員・登録者数

(単位：人)

児童クラブ名	定員	登録者数				
		H22	H23	H24	H25	H26
かしわ児童クラブ	70 (H23まで50)	87	83	85	90	81
ひばり児童クラブ	50	55	62	65	65	80
てつなん児童クラブ	70	73	85	92	96	97
上美生学童クラブ	—	15	19	23	21	17
計	190	230	249	265	272	275

(各年4月1日現在)

■放課後子どもサポート事業登録者数

(単位：人)

名 称	定 員	登録者数				
		H22	H23	H24	H25	H26
みなみっ子広場	—	47	51	48	55	68

(各年度3月31日現在)

(2)児童館

(単位：人)

児童館名	定 員	登録者数				
		H22	H23	H24	H25	H26
西子どもセンター	—	—	—	168	135	92 (45※)
みなみ児童館	—	124	190	176	217	211 (121※)

※ () は4月1日現在

(各年度3月31日現在)

第3章 計画の基本理念

1 基本理念・目標・方針

基本理念	基本目標	基本方針
子育てしやすい笑顔あふれるまち	子どもや親・地域社会などさまざまな観点が反映された子育てにやさしいまち	<ol style="list-style-type: none">1 質の高い幼児期の教育・保育の総合的な提供2 地域のニーズを踏まえた事業実施3 教育・保育に対する財政支援の充実4 地域の子ども・子育て支援の充実

2 基本指針

- (1) 「子どもの最善の利益」が実現される社会を目指す考え方を基本とします。
- (2) 障がい、疾病、虐待、貧困など社会的な支援の必要性が高い子どもやその家族を含め、全ての子どもや子育て家庭を対象とし、一人一人の子どもの健やかな育ちを等しく保障することを目指します。
- (3) 核家族化の進展、地域のつながりの希薄化、共働き家庭の増加など、子育て家庭や子どもの育ちをめぐる環境変化に対応することを目指します。
- (4) 保護者が子育てについての第一義的責任を有することを前提としつつ、地域や社会が保護者に寄り添い、子育てに対する負担や不安、孤立感を和らげることを通じて、保護者が自己肯定感を持ちながら子どもと向き合える環境を整え、親としての成長を支援することを目指します。
- (5) 乳幼児期における他者との関わりや基本的な生きる力の獲得など、乳幼児期の重要性や特性を踏まえ、発達に応じた適切な保護者の関わりや、質の高い教育・保育の安定的な提供を通じ、子どもの健やかな発達を保障することを目指します。
- (6) 幼児期の学校教育・保育、地域における多様な子ども・子育て支援の量的拡充と質的改善を図ることを目指します。その際、妊娠・出産期から切れ目ない支援を行うことを最大限重視します。
- (7) 社会のあらゆる分野における全ての構成員が、子ども・子育て支援の重要性に対する関心や理解を深め、各々が協働し、それぞれの役割を果たすことを目指します。

第4章 芽室町の子ども・子育て支援施策の展開

1 新制度の全体像

『子ども・子育て支援新制度』とは、平成24年8月に成立した「子ども・子育て支援法」、「認定こども園法の一部改正法」、「子ども・子育て支援法及び認定こども園法の一部改正法の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律」の子ども・子育て関連3法にもとづく制度のことをいいます。

主なポイントは「保育の量的拡大・確保」、「認定こども園の普及」、「地域子ども・子育て支援の強化」です。

2 新制度の事業体系

幼児期の学校教育と、保育の必要性のある子どもへの保育について、幼稚園・保育所・認定こども園・小規模保育等の施設等を利用した場合に給付対象となります。

給付費が確実に子育て支援に使われるようにするため、保護者への直接的な給付ではなく、各施設等が代理で給付を受け、保護者は施設等からサービスを受ける仕組み（法定代理受領）となります。給付は「施設型給付」と「地域型保育給付」に分かれます。

(1)子どものための教育・保育給付

■施設型給付

施設型給付の対象事業は、「認定こども園」、「幼稚園」、「認可保育所」の教育・保育施設です。市町村が事業者に対して施設型給付費を支給することになります。

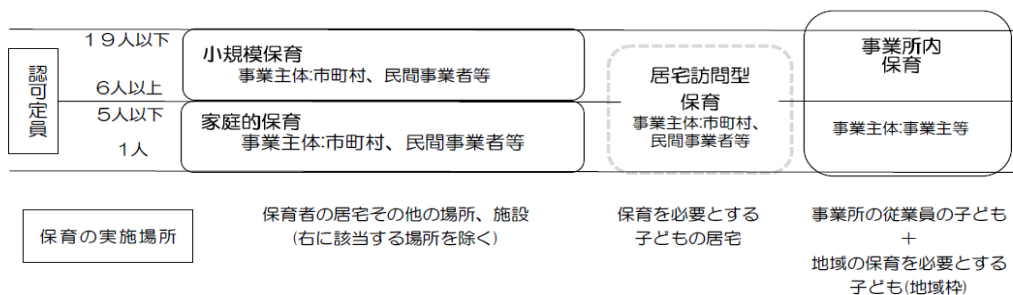
ただし、施設型給付は、次の2つの給付構成が基本となっています。

- a. 満3歳以上児に対する標準的な教育時間および保護者の就労時間等に応じた保育に対応する給付
- b. 満3歳未満児の保護者の就労時間等に応じた保育に対応する給付

■地域型保育給付

新制度では定員が19人以下の保育事業について、市町村による認可事業（地域型保育事業）として、地域型保育給付の対象となります。

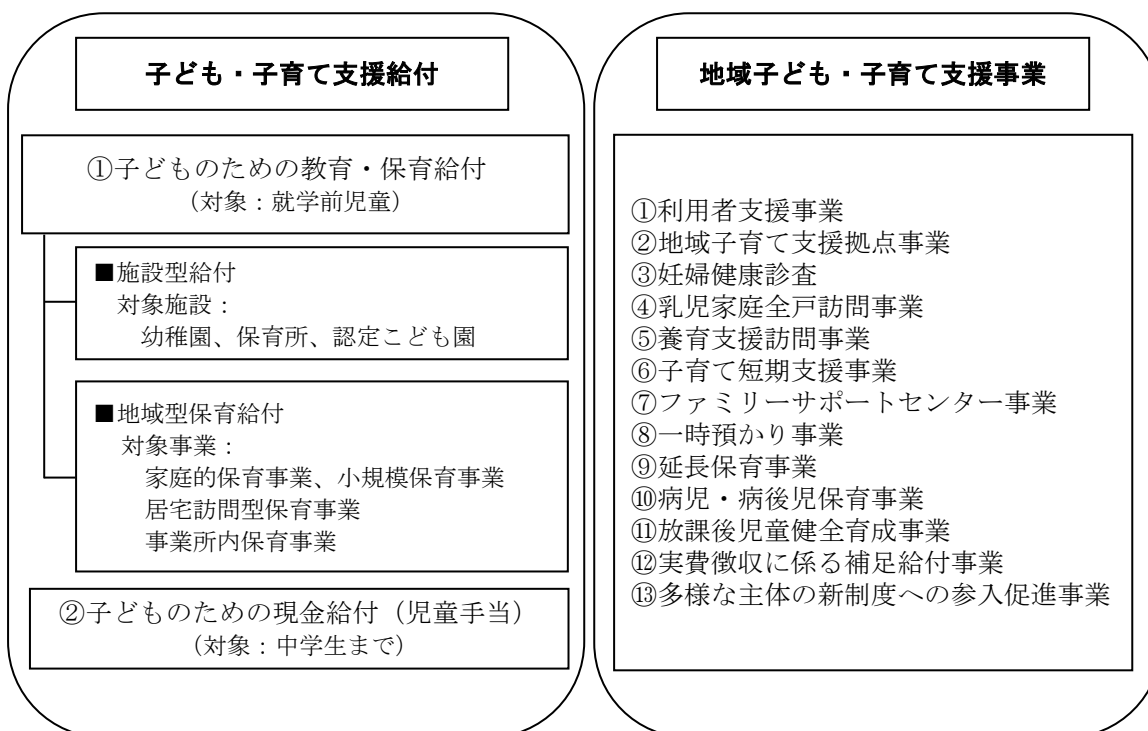
地域型保育給付対象事業は、「小規模保育事業」「家庭的保育事業」「居宅訪問型保育事業」「事業所内保育事業」の4種類から構成されます。



(2)地域子ども・子育て支援事業

地域子ども・子育て支援事業は、市町村が地域の子ども・子育て家庭の実情に応じて実施する事業です。

地域子ども・子育て支援事業は、子ども・子育て支援法で13事業定められており、その13事業は交付金の対象となりますが、本町では、13事業以外にも独自の施策を展開し、地域子ども・子育て支援事業として地域の課題解決のために必要なサービスを整備していきます。



(3) 保育の必要性の認定

支援法では、保護者の申請を受けた市町村が客観的基準にもとづき、保育の必要性を認定したうえで、給付する仕組みとなっています。

■ 認定区分

認定は次の 1～3 号の区分で行われます。

認定区分	対象者	対象施設
1号認定	満3歳以上の学校教育のみの就学前の子ども (保育の必要性なし)	幼稚園 認定こども園
2号認定	満3歳以上の保育の必要性の認定を受けた就学前の子ども (保育を必要とする子ども)	保育所 認定こども園
3号認定	満3歳以上の保育の必要性の認定を受けた就学前の子ども (保育を必要とする子ども)	保育所 認定こども園 特定地域型 保育事業

■ 認定基準

保育の必要性の認定（2号、3号の保育の必要性の認定を受ける子ども）にあたっては以下の3点について基準を策定します。

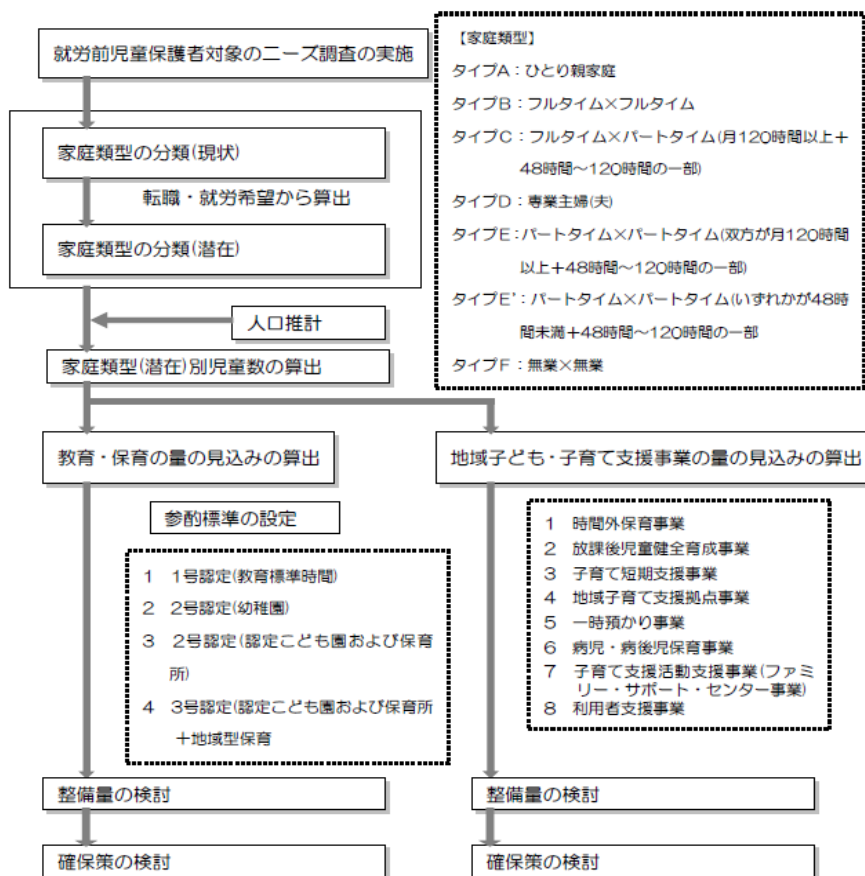
事由	①就労 フルタイムのほか、パートタイム、夜間の就労など基本的に全ての就労 ②就労以外の事由 保護者の疾病・障がい、産前産後、親族の介護、災害復旧、求職活動及び就学等
区分※	①標準保育時間 主にフルタイムの就労を想定した長時間利用 (現行の11時間の開所時間に相当) ②保育短時間 主にパートタイムの就労を想定した短時間利用 (本町では、下限時間を48時間以上と設定)
優先利用	①ひとり親家庭 ②虐待のおそれのあるケースの子ども

※区分は、月単位の保育の必要量に関する区分です。

3 教育・保育、地域子ども・子育て支援事業の推計

(1) 推計の手順

教育・保育、地域子ども・子育て支援事業のニーズ量推計にあたっては、就学前児童および就学児の保護者を対象者としたニーズ量調査の結果をもとに、国が示した「市町村子ども・子育て支援事業計画における「量の見込み」の算出等のための手引き」の手順に沿って算出し、本町の地域特性の整合性等を検証しながら、一部修正を行いました。



4 教育・保育の区域設定

区域設定については、現在の教育・保育の利用状況、教育・保育を提供するための施設整備状況を総合的に勘案して、対象事業ごとに次のとおり設定します。

(1) 区域設定の基本的な考え方

- ・ **幼稚園**は、施設独自に交通手段（幼稚園バス）を持ち、行政区域を超える利用も可能とする広範囲な運営事業であることから、町内における施設の整備や配置の区域を1区域（全町）の設定とします。
- ・ **保育所（園）**は、既存施設の実態や芽室町農村地域保育所再整備計画を踏まえて、町内における施設の整備や配置の区域を3区域（①芽室小学校・芽室西小学校、②芽室南小学校、③上美生小学校）の設定とします。
- ・ **放課後児童健全育成事業**は、小学校区単位の整備とし、町内における施設の整備や配置の区域を4区域（①芽室小学校、②芽室西小学校、③芽室南小学校、④上美生小学校）の設定とします。
- ・ **認定こども園、地域型保育事業、地域子ども・子育て支援事業**は、1区域（全町）の設定とし、申請・設置・実施状況に応じて見直していくこととします。

(2) 施設・事業別区域設定一覧

区域数	対象事業	
1 区域	①幼稚園 ②認定こども園 <地域型保育事業③～⑥> ③家庭的保育事業 ④小規模保育事業 ⑤居宅訪問型保育事業 ⑥事業所内保育事業 <地域子ども・子育て支援事業 ⑦～⑯> ⑦利用者支援事業 ⑧地域子育て支援拠点事業 ⑨妊婦健康診査	⑩乳児家庭全戸訪問事業 ⑪養育支援訪問事業 ⑫子育て短期支援事業 ⑬ファミリー・サポート・センター事業 ⑭一時預かり事業 ⑮延長保育事業 ⑯病児・病後児保育事業 ⑰実費徴収に係る補足給付事業 ⑱多様な主体への新制度参加への 参入促進事業
3 区域	保育所（園）	
4 区域	放課後児童健全育成事業	

5 教育・保育事業の実施計画

(1) 幼稚園(学校教育法第1条)

小学校以降の教育の基礎をつくるための幼児期の教育を行う機関で、保護者の就労にかかわらず3歳から入園できます。(対象年齢：3～5歳)

① 現 状

- ・ 芽室幼稚園（定員 240 人）と北明やまざと幼稚園（定員 180 人）が、私立幼稚園として設置されています。
- ・ 私立幼稚園助成条例等に基づき、就園奨励費や運営上必要な経費を一定基準により助成しています。

② ニーズ調査の分析

	現 状	推 計 (単位：人)				
	H26	H27	H28	H29	H30	H31
① 推計利用数	205 (129)	220 (137)	221 (137)	218 (137)	209 (137)	199 (137)
② 受入確保数	420	420	420	420	420	420
過不足 (②-①)	86	63	62	65	74	84

※ () は町外利用者数。H26 は実績、H27～H31 は H22～H26 の平均値。

③ 実施計画（平成 27 年度～平成 31 年度）

- ・ ニーズ調査による推計利用数は受け入れ確保が想定できることから、新たに別の施設を整備せずに、既存事業に対する支援を継続し、併せて子ども・子育て支援新制度への移行について事業者と協議を進めます。
- ・ 認定こども園に関しては、子ども・子育て支援新制度開始に伴う保育ニーズの増大に対応するため、私立幼稚園の認定こども園移行を事業者と協議のうえ推進します。
- ・ 利用している教育・保育事業の実施場所のニーズ調査では「芽室町内」が 89.4% (252 人) と多数を占め、「他の市町村」は 7.8% (22 人) となっていますが、他の市町村で利用している理由として、「教育・保育の内容」が 63.6% (13 人) で最も多くなっています。また、幼稚園在園児の 10%以上が町外の幼稚園に通園している状況を踏まえ、アンケート等により動向を調査するなど、新たな支援の必要性を検討します。

■幼稚園の年度別推計利用数と受入確保数

(単位：人)

	現 状	計 画 (単位：人)				
	H26	H27	H28	H29	H30	H31
①推計利用数	334	357	358	355	300	290
新制度 未移行	334	357	358	180	175	165
1号認定	0	0	0	175	125	125
②受入確保数	420	420	420	420	305	305
新制度 未移行	420	420	420	180	180	180
1号認定				240	125	125
過不足 (②-①)	86	63	62	65	5	15

(2) 保育所(園)(児童福祉法第 39 条第1項)

保護者の就労や病気などで、家庭でお子さんを保育することができない場合に保護者の代わりに保育する施設です。(対象年齢：0～5歳)

● 芽室小学校区・芽室西小学校区

① 現 状

- ・ 芽室小学校・芽室西小学校区域には、認可保育所として民設民営でめむろかしわ保育園（定員 200 人）を、公設民営でめむろてつなん保育所（定員 120 人）を運営しています。

② ニーズ調査の分析

	現状	推 計 (単位：人)				
	H26	H27	H28	H29	H30	H31
① 推計利用数	338	378	370	360	346	334
② 受入確保数 (※)	374	374	374	374	374	374
2号認定(※)	238	238	238	238	238	238
3号認定(※)	136	136	136	136	136	136
過不足(②-①)	36	△4	4	14	28	40

※「②受入確保数」が、めむろかしわ保育園の定員（200人）とめむろてつなん保育所の定員（120人）の合計を超える数となっているのは、施設面積（幼児受入可能対象総面積）を幼児一人当たり必要面積で除した値が、運用上可能な受入最大人数であるため。

※2号認定／満3歳以上の保育の必要性の認定を受けた就学前の子ども

※3号認定／満3歳未満の保育の必要性の認定を受けた就学前の子ども

③ 実施計画

○ 平成 27 年度

- ・ 既存の2施設（めむろかしわ保育園・めむろてつなん保育所）を新制度に基づく認可保育所に位置付け、運営は継続して民間に委託します。
- ・ 受入確保数を超える幼児の保育について（見込人数4人）、待機児童対策事業を継続して「待機児童ゼロ」を実現します。
- ・ 平成26年度から実施している「新たな定住対策（経済支援：第2子以降の保育料軽減拡充、育児支援：第2子以降誕生時の保育拡充など）」の効果により、0歳児保育のニーズが特に増加傾向であり、従来の待機児童対策事業に加え、地域型保育事業（36ページ参照）との連携の可否について検討します。
- ・ 新制度による施設型給付の新たな基準に併せて、これまでの2施設（民設民

営・公設民営)の異なった委託基準(経費)を見直し、公定価格による基準で統一します。

- 平成29年度から民間移譲するめむろてつなん保育所について、移譲先を決定し、諸手続きを進めます。
- 新制度による保育が、標準時間と短時間の区分設定になることから、新たな保育時間を設定し、区分ごとの費用負担が公正となるように、設定時間を超える延長保育について有料化を導入します。

○ 平成27年度～31年度

- ニーズ調査による平成28年度以降の推計利用数は、受け入れ確保が想定できることから、施設数を増加する整備は行わず、これまで同様に民間委託により既存施設を運営・維持管理し、併せて認定こども園の整備により保育認定子どもの受入確保数を増やし、現在、やむを得ず待機児童対策で認可外保育施設を利用している利用者(14ページ参照)の解消を進め、認可保育所の受入数は施設の定員数まで段階的に引き下げます。

○ 平成29年度

- めむろてつなん保育所を民間移譲します。

■認可保育所の年度別推計利用数と受入確保数

(単位：人)

	現 状	計 画 (単位：人)				
	H26	H27	H28	H29	H30	H31
①推計利用数	357	404	400	389	440	428
2号認定	219	238	236	230	277	271
3号認定	138	166	164	159	163	157
②受入確保数	374	374	374	393	468	468
2号認定	238	238	238	238	292	292
3号認定	136	136	136	155	176	176
過不足(②-①)	17	△30	△26	4	28	40

※認可保育所2か所で、定員320人を54人上回る374人が運用上可能な受入確保数としたことから、平成30年度以降、供給過剰となっている。(前ページ参照)

● 芽室南小学校区

① 現 状

- ・ 芽室南小学校区域には、認可外保育所として農村地域保育所を設置し（4か所・定員合計140人）、町が直営で運営しています。

② ニーズ調査の分析

	現 状	推 計（単位：人）				
	H26	H27	H28	H29	H30	H31
① 推計利用数	67	51	49	48	46	45
② 受入確保数	140	140	140	140	140	140
過不足（②－①）	73	89	91	92	94	95

③ 実施計画

○ 平成 27 年度

- ・ 平成 30 年度の実現を目指した農村地域保育所再整備計画を策定し、次の施設の整備を計画します。

芽室南小学校区保育所等複合施設の建設概要

1 住所 芽室町新生南 6 線 25 番 1、23 番 1

2 定員

(1) 保育所 50 名（最大受入 60 名で面積を算定）

(2) 児童館 80 名

3 施設状況

(1) 施設の延床面積 987 m²

(2) 敷地面積 6,195 m²

4 施設整備に係る基準

(1) 保育所部分

北海道児童福祉施設の整備及び運営に関する基準を定める条例に基づき認可の取得を目指す。

(2) 児童館部分

児童館の設置運営について（厚生事務次官発）に基づく。

○ 平成 27 年度～31 年度

- ・ 農村地域保育所再整備計画による整備が完了するまでの間は、新制度の対象とされない認可外保育施設として、これまでと同様に町が単独費で運営・維持管理を行います。
- ・ 当面、現在の休所基準である「入所児数が 10 人未満となる状態が 2 年続き、

翌年以降もその状態が変わる確定要素がない場合は3年目の年度末で休所する」を適用します。

● **上美生小学校区**

① **現 状**

- ・ 上美生小学校区域には、認可外保育所として農村地域保育所を設置し（定員 50 人）、町が直営で運営しています。

② **ニーズ調査の分析**

	現 状	推 計（単位：人）				
	H26	H27	H28	H29	H30	H31
① 推計利用数	17	15	14	14	13	13
② 受入確保数	50	50	50	50	50	50
過不足（②－①）	33	35	36	36	37	37

③ **実施計画**

○ **平成 27 年度**

平成 30 年度の実現を目指した農村地域保育所再整備計画を策定し、保育所の施設区分（認可・地域型保育事業・認可外等）・定員、事業主体、保育時間・保育料などの案を明文化します。

○ **平成 28 年度～31 年度**

農村地域保育所再整備計画に基づき、保育サービスの拡充や施設整備などを実施します。

(3) 認定こども園

(就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律第2条第6項)

幼稚園と保育所の機能や特徴を合わせ持ち、地域の子育て支援も行う施設です。新制度では、認可手続きの簡素化などにより、新たな設置や幼稚園・保育所からの移行をしやすい普及を目指す施設です。(対象年齢：0～5歳)

① 現 状

設置なし。

② ニーズ調査・住民アンケート等の分析

- ・ 定期的に利用したい教育・保育事業のニーズ調査では、「認可保育所」(48.7%)が最も多く、次いで「幼稚園」(43.8%)、「幼稚園の預かり保育」(26.6%)、「農村地域保育所」(15.6%)、「認定こども園」(12.0%)などとなっています。
- ・ 現在、就労していない父親の今後の就労希望は「すぐにでも、もしくは1年以内に就労したい(フルタイム勤務希望)」が100%で(4人)、パート・アルバイト等で就労している父親の今後の就労希望は「このまま続けたい」が75.0%(3人)、「フルタイムへの転換希望」は25.0%(1人)となっています。
- ・ 現在、就労していない母親の今後の就労希望は「1年以上先に、一番下の子どもが大きくなったころに就労したい」が45.7%(69人)、「子育てや家事などに専念したい(就労を希望していない)」が24.5%(36人)、「すぐにでも、もしくは1年以内に就労したい」が17.9%(27人)となっています。
- ・ また、母親で「1年以上先に、一番下の子どもが大きくなったころに就労したい」と回答した方の一番下の子どもの年齢は「0～3歳」が58.0%(40人)で最も多く、次いで「4～5歳」が20.3%(14人)、「6～8歳」が17.4%(12人)などとなっています。

③ 実施計画(平成27年度～平成31年度)

- ・ ニーズ調査を分析すると、保護者の就労意欲の高いこと、また、既存の幼稚園・保育所(園)等への利用ニーズが高いことが分かります。平成27年度から子ども・子育て支援新制度が始まり、保育認定は多様な労働形態に対応できるようになり、新たに保育ニーズが掘り起こされ、結果、平成27年度は26人が待機児童対策の対象となりました。町はこのような状況を踏まえ事業者への意向確認を前提に、認定こども園への移行を推進し、町全体で保育ニーズの増加に対応をします。
- ・ 町は、認定こども園に関する情報について、必要に応じて、既存の私立幼稚園と認可保育所(運営法人)と意見交換をするなど、新制度に関する的確な情報共

有を図ります。

■認定こども園の年度別推計利用数と受入確保数

(単位：人)

	現 状	計 画 (単位：人)				
	H26	H27	H28	H29	H30	H31
①推計利用数	0	0	0	0	200	200
1号認定	0	0	0	0	125	125
2号認定	0	0	0	0	54	54
3号認定	0	0	0	0	21	21
②受入確保数	0	0	0	0	200	200
1号認定	0	0	0	0	125	125
2号認定	0	0	0	0	54	54
3号認定	0	0	0	0	21	21
過不足 (②－①)	0	0	0	0	0	0

6 地域型保育事業の実施計画

地域型保育事業とは、次に掲げる4つの事業で、施設より少人数の単位（20人未満）で、子どもを預かる新規事業です。

保育施設を新設する場所のない都市部や、子どもが減少している地方など、地域の様々な状況に応じて保育の場を確保する事業です。

(1) 家庭的保育事業(児童福祉法第6条の3第9項)

3歳未満児を対象に、家庭的な雰囲気のもとで、少人数（定員5人以下）を対象にきめ細かな保育を実施する事業です。（対象年齢：0～2歳）

(2) 小規模保育事業(児童福祉法第6条の3第10項)

3歳未満児を対象に、家庭的保育に近い雰囲気のもとで、少人数（定員6～19人）を対象に比較的小規模な環境できめ細かな保育を実施する事業です。（対象年齢：0～2歳）

(3) 居宅訪問型保育事業(児童福祉法第6条の3第11項)

障がいや疾患などで個別のケアが必要な場合や、施設がなくなった地域で保育を維持する必要がある場合などに、保護者の自宅で1対1で行う保育事業です。（対象年齢：0～2歳）

(4) 事業所内保育事業(児童福祉法第6条の3第12項)

会社の事業所の保育施設などで、従業員の子どもと地域の子どもを一緒に保育する事業です。（対象年齢：0～2歳）

① 現 状

設置なし。

② ニーズ調査・住民アンケート等の分析

- 平成26年度から実施している「新たな定住対策（経済支援：第2子以降の保育料軽減拡充、育児支援：第2子以降誕生時の保育拡充など）」の効果などにより、0～2歳児保育のニーズが増加傾向のため、待機児童対策事業の実施が町内施設だけでは受け入れ困難となり、今後は町外施設に及ぶことも想定されます。

③ 実施計画（平成27年度～平成31年度）

- 子ども・子育て支援新制度開始に伴う保育ニーズの増大に伴い、受け入れ確保

数が不足している3号認定子どもの受け入れ先として、小規模保育事業への移行に意欲のある事業者を支援します。小規模保育事業の整備により保育認定子どもの受入確保数を増やし、現在、やむを得ず待機児童対策で認可外保育施設を利用している利用者の解消を進めるとともに、町内で多様な保育ニーズに応えられる体制を作ります。

- 事業所内保育事業の実施について、町内の大規模な企業・事業所と情報交換を行い、平成27年度新規事業「子育て従業員応援事業所奨励事業」の充実につなげます。

■小規模保育事業の年度別推計利用数と受入確保数

(単位：人)

	現 状	計 画 (単位：人)				
	H26	H27	H28	H29	H30	H31
①推計利用数 3号認定	0	0	0	30	30	30
②受入確保数 3号認定	0	0	0	30	30	30
過不足 (②-①)	0	0	0	0	0	0

7 地域子ども・子育て支援事業の実施計画

(1) 利用者支援事業(子ども・子育て支援法第59条第1号)

子ども又はその保護者の身近な場所で、教育・保育施設や地域の子育て支援の事業等の情報提供及び必要に応じ相談・助言等を行うとともに、専任の職員を配置して、関係機関との連絡調整等を実施する事業です。

① 現 状

設置なし。

② ニーズ調査・住民アンケート等の分析

- ・ 地域子育て支援拠点事業の利用状況は、「利用していない」が76.8%、「地域子育て支援拠点事業（親子が集まって過ごしたり、相談をする場）」が19.8%、「その他、町で実施している類似の事業」が1.8%となっています。
- ・ 「地域子育て支援拠点事業」の週あたりの利用回数は「1回」(26.3%)が最も多く、月あたりの利用回数は「1回～2回」(39.5%)が最も多くなっています。
- ・ 「その他、町で実施している類似の事業」の週あたりの利用回数は「1回」(28.6%)が最も多く、月あたりの利用回数は「1回～2回」(28.6%)が最も多くなっています。
- ・ 地域子育て支援拠点事業の利用意向は、「新たに利用したり、利用日数を増やしたいとは思わない」が66.1%で最も多く、次いで「利用していないが、今後利用したい」が18.2%、「すでに利用しているが、今後利用日数を増やしたい」が9.9%となっています。
- ・ また、「利用していないが、今後利用したい」と回答した方に今後の利用回数をたずねたところ、1週あたり回数では「1回」(15.7%)が最も多く、1か月あたり回数では「1回～2回」(25.7%)が最も多くなっています。
- ・ 「すでに利用しているが、今後利用日数を増やしたい」と回答した方に今後の利用回数をたずねたところ、1週あたり回数では「1回」及び「2回」(同率・23.7%)が上位を占め、1か月あたり回数では「1回～2回」(15.8%)が最も多くなっています。

③ 実施計画（平成27年度～平成31年度）

- ・ 利用者支援業務に従事する専任スタッフの配置、教育・保育施設や地域の子育て支援事業等を円滑に利用できる新たな仕組みの必要性を検討します。

(2) 地域子育て支援拠点事業(児童福祉法第6条の3第6項)

乳幼児及びその保護者が相互の交流を行う場所を開設し、子育てについての相談、情報の提供、助言その他の援助を行う事業です。

① 現 状

- ・ 認可保育所併設の施設として「子育て支援センターげんき」を町直営で運営しています。規模は約 200 m²で、専用玄関、ホール、職員室、相談室を備え、「集い、寄り添い、つなぐ場」をコンセプトに機能を充実し、利用者は増加傾向にあります。
- ・ アウトリーチ事業（地域支援事業）として、東めむろコミュニティセンター・祥栄ふれ愛館を、サテライト機能としてめむろ西子どもセンターを利用しています。
- ・ 施設開設当初（H13～）から保育所併設として機能してきましたが、時代に即した新たな機能の実現に向けて「芽室町地域子育て支援拠点事業実施方針（平成 26 年 3 月）」を策定したところです。

② ニーズ調査・住民アンケート等の分析

- ・ ニーズ調査による「地域子育て支援拠点事業の利用状況」は、「利用していない」が 76.8%（294 人）、「子育て支援センター」が 19.8%（76 人）、「その他、町で実施している類似の事業」が 1.8%（7 人）となっています。
- ・ ニーズ調査による「今後の子育て支援センターの利用意向」は、「新たに利用したり、利用日数を増やしたいとは思わない」が 66.1%（253 人）で最も多く、次いで「利用していないが、今後利用したい」が 18.2%（70 人）、「すでに利用しているが、今後、利用日数を増やしたい」が 9.9%（38 人）となっています。

③ 実施計画（平成 27 年度～平成 31 年度）

- ・ ニーズ調査による利用実績及び利用意向が低いことから、よりいっそう親子に寄り添う環境づくりとして、事業のPR・充実、施設の整備など、モデル事業による検証を重ねて、新たな機能の構想を策定します。
- ・ 個別に配慮が必要なケースや孤立しがちな「親子」が増加傾向のため、平成 26 年度から実施している「新たな定住対策（育児支援：育児訪問体制の拡充）」のいっそうの充実を図り、関係機関（保育所・幼稚園など）との連携を密にします。

(3) 妊婦健康診査(母子保健法第13条第1項)

妊婦の健康保持及び増進を図るため、妊婦に対する健康診査として、①健康状態把握、②検査計測、③保健指導を実施するとともに、妊娠期間中の適時・必要に応じた医学的検査を実施する事業です。

① 現 状

妊婦一般健康診査 14 回分と超音波検査の受診票を発行しています。また、妊婦定期健康診査として 10 回分を限度とし、1 回 3,000 円を助成しています。

	H21	H22	H23	H24	H25
妊婦一般健康診査	1,536 人	2,127 人	2,347 人	2,158 人	1,711 人
妊婦定期健康診査	121 人	155 人	168 人	162 人	136 人

② ニーズ調査・住民アンケート等の分析

妊婦健診助成制度が経済的負担軽減になったという方は平成 25 年度アンケートで 89.6% となっていますが、妊婦一般健康診査については助成回数の増加、妊婦定期健康診査については健診に係る費用の全額助成の要望も寄せられています。

③ 実施計画（平成 27 年度～平成 31 年度）

妊婦健康診査の受診状況と経済的負担状況をアンケート結果により把握します。

(4) 乳児家庭全戸訪問事業(児童福祉法第6条の3第4項)

生後 4 か月までの乳児のいる全ての家庭を訪問し、①育児に関する不安や悩みの傾聴、相談、②子育て支援に関する情報提供、③乳児及びその保護者の心身の様子及び養育環境の把握、④支援が必要な家庭に対する提供サービスの検討、関係機関との連絡調整を行う事業です。

① 現 状

核家族化による育児経験の伝承や経験不足から育児不安に陥ったり、悩んだりする保護者が少なくありません。また、インターネットや育児書など情報が氾濫している状況であり、育児不安を助長しやすくなっています。

② ニーズ調査・住民アンケート等の分析

子育てに関する悩みは、「自分の時間を十分もてない」の 30.5% が最も多く、次いで「経済的な不安・負担が大きい」の 25.8%、「子どもとの時間を十分もてない」の 20.6% などの順となっています。なお、「特にない」は 17.2% となっています。

③ 実施計画（平成 27 年度～平成 31 年度）

子育て支援センターや発達支援センターと連携を図り、子育てに関する情報発信を強化し、子育てしやすいまちづくりを周知します。また、平成 26 年度から「新たな定住対策」として実施している、第 2 子以降の新生児訪問は保健師と保育士の同行

訪問を引き続き実施し、新生児だけでなく上のきょうだいに関する相談や発達の観察などを行い、きめ細かい育児支援の強化を図ります。

(5) 養育支援訪問事業(児童福祉法第6条の3第5項)

養育支援が特に必要な家庭に対して、その居宅を訪問し、養育に関する指導・助言等を行うことにより、当該家庭の適切な養育の実施を確保する事業です。

① 現 状

育児ストレス、産後うつ病、育児ノイローゼ等の問題によって、子育てに対して不安や孤独感等を抱えている家庭や、様々な原因で養育支援が必要となっている家庭が存在しています。

	H21	H22	H23	H24	H25
訪問延件数	142人	123人	141人	131人	76人

※ H24までは新生児訪問を養育支援訪問件数として集計。

② ニーズ調査・住民アンケート等の分析

子育てに関する不安や負担は、「あまり不安や負担は感じない」が46.9%で最も多く、これに「まったく感じない」7.6%をあわせた「不安は感じない」が54.5%となっています。一方、「やや不安や負担を感じる」の39.6%と「とても不安や負担を感じる」の5.7%をあわせた「不安を感じる」が45.3%となっています。

③ 実施計画(平成27年度～平成31年度)

乳児家庭全戸訪問事業の実施結果や、保健医療機関との連携体制に基づく情報提供及び関係機関からの連絡・通告等により把握した、養育支援が特に必要である家庭を訪問します。

(6) 子育て短期支援事業(児童福祉法第6条の3第3項)

保護者の疾病等の理由により家庭において養育を受けることが一時的に困難となった児童について、児童養護施設等に入所させ、必要な保護を行う事業です。

※短期入所生活援助事業(ショートステイ事業)、夜間養護等事業(トワイライトステイ事業)

① 現 状

平成23年度から開始した子育て短期支援事業については、これまで利用実績はありませんが、家庭での養育が困難となるケースは存在することから、突発的に支援が必要となる事態に備えるためにも、支援体制を維持する必要があります。

② ニーズ調査・住民アンケート等の分析

不定期の教育・保育事業や宿泊を伴う一時預かり等の利用は、「利用していない」が79.9%で最も多く、次いで、「幼稚園の預かり保育（通常の就園時間を延長して預かる事業のうち不定期に利用する場合のみ）」が9.6%、「一時保育（使用など理由を問わずに保育所などで一時的に子どもを保育する事業）」が4.9%、「ファミリーサポートセンター（地域住民が子どもを預かる事業）」が2.6%などとなっています。

③ 実施計画（平成27年度～平成31年度）

必要時に備えた支援体制を整備します。また、虐待に関する地域住民への啓発活動、子育て短期支援事業の周知を進めていきます。

(7) ファミリーサポートセンター事業(子育て援助活動支援事業)(児童福祉法第6条の3第14項)

育児サポートシステムは、子育ての手助けをして欲しい方（依頼会員）と子育てのお手伝いをしたい方（援助会員）を対象とした会員組織で、会員の相互協力と信頼関係に基づく活動により、地域で子育てがしやすい環境をつくり、小さなお子さんをもつ家庭を支援します。

① 現 状

依頼会員は援助会員に対し、援助終了後、次の基準に従って報酬を支払っています。

■利用料

- ・複数のきょうだいを預ける場合は、2人目以降半額になります。

曜 日 等	1 人	2 人 (きょうだい利用)	3 人 (きょうだい利用)
月曜日～金曜日 午前7時～午後9時	500 円/時間	750 円/時間	1,000 円/時間
土曜日・日曜日・祝日・ 病児保育	600 円/時間	900 円/時間	1,200 円/時間
1 日保育 (6 時間以上) 月曜日～金曜日	3,000 円	4,500 円	6,000 円
1 日保育 (6 時間以上) 土曜日・日曜日・祝日・ 病児保育	3,600 円	5,400 円	7,200 円

② ニーズ調査・住民アンケート等の分析

定期的にご利用したい教育・保育事業として、幼稚園・保育所を除くと、小規模な保育施設が 8.1%、ファミリーサポートセンターが 7.8%となっています。

③ 実施計画（平成 27 年度～平成 31 年度）

妊娠相談や乳幼児訪問などで制度を周知し、利用促進を図ります。また、会員向け講習会を開催し、資質向上に努めます。

(8)－1 一時預かり事業(幼稚園)(児童福祉法第6条の3第7項)

家庭において保育を受けることが一時的に困難となった乳幼児について、主として昼間において、一時的に預かり必要な保育を行う事業です。

① 現 状

私学助成により芽室幼稚園が土曜日・休園日・長期休園日に事業を実施しています。

	現 状	推 計（単位：人）				
	H26	H27	H28	H29	H30	H31
①推計利用数	1,307	1,696	1,703	1,673	1,606	1,533
②受入確保数	1,500	1,700	1,700	1,700	1,700	1,700
過不足（②－①）	193	4	△3	27	94	167

■利用料

・複数のきょうだいを預ける場合は、2人目以降半額になります。

曜 日 等	1 人目	2 人目以降
土曜登園日 午前 11 時 30 分～午後 2 時	1 時間まで 300 円 1 時間以上 500 円	半額
土曜休園日 午前 7 時 30 分～午後 2 時	1 時間 300 円 4 時間～6 時間 1,000 円 6 時間以上 1,500 円	半額
長期休園日 午前 7 時 30 分～午後 6 時	1 時間 300 円 4 時間～6 時間 1,000 円 6 時間以上 1,500 円	半額

② ニーズ調査・住民アンケート等の分析

長期休業期間中の利用については、「利用する必要がない」が 40.2% (45 人) で最も多く、「期間中、週に数日利用したい」が 33.0% (34 人)、「期間中、ほぼ毎日利用したい」が 20.5% (23 人) となっており、何らかの形で 53.5% (57 人)の方が利用を希望しています。

③ 実施計画（平成 27 年度～平成 31 年度）

- ・ 新制度移行へ柔軟に対応できるよう、ニーズ調査から算出した見込量（利用推計数）及び確保の方策（受入確保数）を設定します。
- ・ ニーズ調査の結果では、平成 28 年に 1,703 人とピークを迎えますが、その後減少し、平成 31 年には 1,533 人になります。
- ・ 受入確保数については、平成 27 年から 1,700 人に拡大し、受入れ確保数の適正数を事業者と調整します。
- ・ 今後も高いニーズが見込まれていることから、受入れ体制の確保・充実を事業者と協議します。

(8)ー2 一時預かり事業(保育所・認定こども園)

① 現 状

めむろかしわ保育園が、月曜日から土曜日までの午前 9 時から午後 5 時まで事業を実施しています。

	H21	H22	H23	H24	H25
利用数 (延人数)	—	10 人	216 人	35 人	99 人
利用数 (実人数)	—	7 人	8 人	11 人	13 人

※「H22」は H22.7-23.3 の値

■利用料

- ・ 1 人 1 時間当たり 500 円とし、1 日当たり 3,000 円を限度とします。
- ・ 複数のきょうだいを預ける場合は、2 人目以降半額になります。

曜日等	1 人目	2 人目以降
1 時間未満	500 円	半額
1 時間を超え 2 時間未満	1,000 円	半額
2 時間を超え 3 時間未満	1,500 円	半額
3 時間を超え 4 時間未満	2,000 円	半額
4 時間を超え 5 時間未満	2,500 円	半額
5 時間を超え 8 時間未満	3,000 円	半額

② ニーズ調査・住民アンケート等の分析

- ・ 保育所における一時預かりの利用者は、4.9%（19人）となっており、年間の利用希望日数では、「1～5日」が52.6%と大半を占め、次いで「11日～20日」「21日以上」が15.8%となっています。
- ・ 利用していない理由は、「特に利用する必要がない」が80.1%（246人）と全体の大半を占め、次いで「利用料がかかる・高い」が12.4%（38人）、「利用方法がわからない」が11.7%（36人）となっています。
- ・ 今後の利用意向に関しては、「利用したい」が39.1%（150人）、「利用する必要はない」が55.5%（213人）となっています。
- ・ 「利用したい」理由としては、「私用（買い物・親の習い事等）やりフレッシュ目的」が67.3%（101人）が最も多く、次いで「冠婚葬祭・学校行事等」が58.0%（87人）となっています。

③ 実施計画（平成27年度～平成31年度）

- ・ 利用時間の延長や利用料の改定、一日当たりの定員数（4人）の拡大など、利用環境の向上について、利用状況などを鑑みながら、必要に応じて事業者と協議を行います。
- ・ 町広報誌の掲載やチラシ折込などにより、制度や利用方法のさらなる周知に努めます。

(9) 延長保育事業(子ども・子育て支援法第59条第2号)

通常の利用日及び利用時間以外の日及び時間において、認可保育所や認定こども園で保育を実施する事業です。

① 現 状

認可保育所では18:30～19:00まで延長保育を実施しています。

早朝保育	通常保育	残児保育	延長保育
7:30 ～8:45	8:45～16:30	16:30～ 18:30	18:30～ 19:00

(単位:人/日)

保育所(園)	区分	H21	H22	H23	H24	H25
かしわ保育園	利用者数	8	8	10	12	14
てつなん保育所	利用者数	3	3	4	6	4
合計	利用総数	11	11	14	18	18
	利用率※	3.5%	3.2%	3.9%	5.1%	5.1%

※各年の月別平均在籍数に対する利用総数の割合

◎推計利用数の独自設定

国のワークシートでは、全児童に対し 18:00 以降の希望割合を乗じてニーズ量を算出するため、希望しない家庭も含まれたニーズになる。そのため、希望以上のニーズ量が計上されており、その結果実績と大きく乖離する。よって、児童数の見通し（推計利用数）に、利用実績から計算した比率を乗じて推計利用数を算出した。

延長保育事業の年度別推計利用数と受入確保数

(単位：人／日)

	現 状	推 計				
	H26	H27	H28	H29	H30	H31
①推計利用数	—	495	485	471	454	437
②推計利用数 (実績ベース)	17	19	18	18	17	17
③受入確保数	20	20	20	20	20	20
かしわ保育園	14	14	14	14	14	14
てつなん保育所	6	6	6	6	6	6
過不足 (③－②)	3	1	2	2	3	3

※②推計利用数（実績ベース）については、41P「①現状」利用総数の実績から利用比率を5%と想定し、29Pの推計利用数に対し5%を乗じて算出。

② ニーズ調査・住民アンケート等の分析

- ・ 利用開始の希望時刻は、「午前7時」が3.9%（11人）、「午前8時」が30.9%（87人）、「午前9時」が33.0%（93人）となっており、午前9時までに利用開始を希望される方は67.8%（191人）になります。
- ・ 利用終了の希望時刻は、「午後5時」が22.0%（62人）、「午後6時」が13.8%（39人）、「午後7時」が3.9%（11人）となっています。

③ 実施計画（平成27年度～平成31年度）

- ・ ニーズ調査の結果では、19:00以降の保育を利用する希望する世帯は0%となっており、今後も現状の体制を維持し、町保育基本計画とも整合性を図りながら、事業実施を継続します。
- ・ 早朝保育については、現在の開始時刻（午前7時30分）で概ねニーズを満た

しています。

- ・ 午前7時からの早朝保育（ニーズ）については、管内の状況や就労状況の実態を考慮しながら、必要に応じて検討します。
- ・ 延長保育の利用について、利用者の費用負担が公平となるよう、延長保育の有料化を導入します。

(10) 病児・病後児保育事業(児童福祉法第6条の3第13項)

病児等について、病院・保育所等に付設された専用スペース等において、看護師等が一時的に保育する事業です。

① 現 状

平成16年2月から、めむろてつなん保育所内で病後児保育室「おひさま」を開設しました。なお、病児保育は実施していません。

病後児保育事業	H21	H22	H23	H24	H25
利用者数	100	129	192	139	114
利用率※	31.8%	37.2%	54.1%	39.2%	32.5%

※各年の月別平均在籍数に対する利用者数の割合

◎推計利用数の独自設定

国のワークシートでは、希望日を含む全ての人数や日数を計上するため、ニーズ量が多く算出されている。親族に預けるケースや費用負担（診断書）を理由に、結果数の利用は現実的に考えにくいことから、児童数の見通し（推計利用数）に、利用実績から計算した比率を乗じて推計利用数を算出した。

病後児保育事業の年度別推計利用数と受入確保数

(単位：人)

	現 状	推 計				
	H26	H27	H28	H29	H30	H31
①推計利用数	114	747	731	710	684	658
②推計利用数 (実績ベース)	184	204	200	195	187	181
③受入確保数	200	200	200	200	200	200
過不足 (③－②)	16	△4	0	5	13	19

※②推計利用数(実績ベース)については、43P「①現状」利用者数の実績から利用比率の最大値54.1%を確保するもとし、29Pの推計利用数に対し54.1%を乗じて算出。

② ニーズ調査・住民アンケート等の分析

- 定期的な保育所等を利用している人のうち、59.2% (167人)の人が病気やケガで利用できないことがありました。その場合の対処方法としては、「母親が休んだ」が67.1% (112人)が最も多く、次いで「親族・知人にみてもらった」が35.9% (60人)となっています。
- 病児・病後児保育事業の利用については、「利用したいと思わない」が57.0% (69人)、「できれば病児・病後児保育施設等を利用したい」が41.3% (50人)となっています。
- 「利用したいと思わない」と回答した方の理由としては、「親が休んで対応する」が47.8% (33人)、「病児・病後児を他人に看てもらうのは不安」が46.4% (32人)となっています。

③ 実施計画(平成27年度～平成31年度)

- 保育環境・保育体制の安全性の高さについて、安心して利用できるよう保護者に周知します。
- 病児保育の実施について、ニーズ・状況に応じて町内医療機関と協議を行います。
- 農村地域保育所の再整備にあわせて、農村地域における新たな病後児保育の実施を検討します。

(11)ー1 放課後児童健全育成事業(放課後児童クラブ)(児童福祉法第6条の3第2項)

保護者が就労等により昼間家庭にいない児童に対し、放課後に児童館等を利用して適切な遊びの場及び生活の場を与えて、その健全な育成を図る事業です。

① 現 状

芽室小学校区では、てつなん児童クラブとひばり児童クラブを、芽室西小学校区では、かしわ児童クラブ（めむろ西子どもセンター内）を、町が直営で運営しています。

また、上美生小学校区では、上美生学童クラブが地域で運営され、南小学校区では、児童福祉法に規定する放課後児童健全育成事業ではありませんが、独自の事業として、町（教育委員会）とPTAと学校が三者協力のもとで「放課後子どもサポート事業（みなみっ子広場）」を実施し、町（教育委員会）が指導員の人件費の一部を補助しています。

② ニーズ調査・住民アンケート等の分析

・ニーズ調査による1～3年生の推計利用数と受入確保数

	現 状	推 計 (単位:人)				
	H26	H27	H28	H29	H30	H31
①推計利用数	251	313	287	267	256	257
②受入確保数	258	258	300	300	300	300
過不足 (②-①)	7	△55	13	33	44	43

※ H28以降の「②受入確保数」は、これまでの利用実績（平均利用割合）を考慮し、定員210人（芽室小学校校区・芽室西小学校校区合計）の約1.4倍の300人を設定。

- ・ 放課後を児童クラブで過ごさせたいという希望では、低学年は42.9%（69人）で最も多く、高学年では13.7%（22人）で自宅、習い事、少年団に次いで4番目となっています。
- ・ 週間の利用希望日数では、低学年は「5日」が59.4%（41人）で最も多く、次いで「6日」が14.5%（10人）であり、高学年は「5日」が36.4%（8人）で最も多く、次いで「3日」が22.7%（5人）となっています。
- ・ 終了時刻の希望については、低学年は「18時」が31.9%（22人）で最も多く、「19時」は15.9%（11人）、高学年は「17時」が31.8%（7人）で最も多く、「18時」「19時」は22.7%（5人）で、19時を過ぎての希望は共にありませんでした。

③ 実施計画

○ 平成 27 年度

- ・ 芽室小学校区で運営している、みなみ児童館、てつなん児童クラブ、ひばり児童クラブの老朽化や狭隘化の問題を解消するため、新たな放課後の居場所として、同校区に各施設を統合した子どもセンターを建設します（平成 28 年度供用開始）。
- ・ 午前中の子どもセンターの活用として、子育て支援センターのサテライト事業や子育て団体の活動のほか、就学前児童とその保護者を対象とした個人利用の促進を図ります。
- ・ 児童福祉法の改正に基づき、職員（指導員）の採用にあつては、円滑な施設運営の維持と女性の雇用機会の拡大の観点から、必要に応じ補助員の採用を検討します。
- ・ 児童クラブの保育終了時刻について、これまでの間、認可保育所の終了時刻と合わせた 19 時までを求める声があり（従来は 18 時）、ニーズ調査の結果、15.9%（11 人）と少数ではあるものの、管内の状況や勤務形態を考慮し、延長保育及び有料化を検討します。

○ 平成 27 年度～平成 31 年度

- ・ 児童福祉法の改正に基づき、事業の対象を小学校に就学している児童とします。併せて、支援の単位（集団の単位）をおおむね 35 人以下とします。平成 28 年度供用開始予定の「（仮称）芽小校区子どもセンター」内に設置する児童クラブと「めむろ西子どもセンターみらい」に設置している児童クラブにおいて、経過措置を設けて、今後の利用児数の推移を見定めながら早期実現を目指します。
- ・ 農村地域保育所再整備計画の策定により、芽室南小学校区と上美生小学校区の放課後児童健全育成事業のあり方を整理します。また、市街地の施設も含めて事業主体のあり方を検証し、新たな方向性を検討します。

放課後児童クラブの年度別推計利用数(4～6年生)

	現 状	推 計（単位：人）				
	H26	H27	H28	H29	H30	H31
推計利用数	9	146	139	142	136	125

(11)ー2 放課後児童健全育成事業(児童館)(児童福祉法第40条)

児童福祉法第 40 条に定める児童厚生施設で、児童に健全な遊びを与え、その健康を増進するとともに情操を豊かにし、児童の健全育成を図ることを目的とする事業です。

① 現 状

「芽室町ふれあいの居場所ゾーン整備構想（平成 22 年 7 月策定）」に基づき、

芽室西小学校区では「西地区『ふれあいの居場所ゾーン』」の核施設のひとつとして、平成24年度から町が直営で児童館（めむろ西子どもセンター）を運営しています。

芽室小学校区では、平成22年度から町が直営で旧保育所（南保育園）を活用し、「みなみ児童館」を試行運営しています。

② 実施計画

○ 平成27年度

- ・ 「芽室町ふれあいの居場所ゾーン整備構想(平成22年7月策定)」に基づき、芽室小学校区では、「鉄南地区『ふれあいの居場所ゾーン』」の核施設のひとつとして、児童館（子どもセンター）を建設します。

○ 平成28年度

- ・ 平成27年度まで活用していたてつなん児童館、みなみ児童館は解体し、ひばり児童館は地域管理に移行します。

○ 平成27年度～平成31年度

- ・ 小学校休業中（長期休み）の児童館と児童クラブの異なる運営時間について、児童クラブの4～6年生への対象拡大による状況を検証して検討します。
- ・ 芽室町農村地域保育所再整備計画に基づき、芽室南小学校の北側に新たに保育所と児童館の複合施設を建設し、平成30年度に運営を開始します。

(12) 実費徴収に係る補足給付を行う事業(子ども・子育て支援法第59条第3号)

保護者の世帯所得状況を勘案して、特定教育・保育施設等に対して保護者が支払うべき日用品、文房具、その他教育・保育に必要な物品の購入に要する費用、行事への参加に要する費用を助成する事業です。

① 現 状

実施なし。

② ニーズ調査・住民アンケート等の分析

「子育てに関する悩み」として、「自分の時間を十分に持てない」の30.5%（117人）に次いで、「経済的な不安・負担が大きい」が25.8%（99人）となっています。

③ 実施計画（平成27年度～平成31年度）

現時点では、町単独による助成は考えていませんが、国・道などの動向に応じて助成を検討していきます。

(13) 多様な主体が本制度に参入することを促進するための事業(子ども・子育て支援法第59条第4号)

特定教育・保育施設等への民間事業者の参入の促進に関する調査研究その他多様な事業者の能力を活用した特定教育・保育施設等の設置又は運営を促進するための事業です。

① 現 状

実施なし。

② ニーズ調査・住民アンケート等の分析

「本町の子育て支援に期待すること」として、「保育所(園)を増やして欲しい」が8.3%(32人)、「幼稚園を増やして欲しい」が2.9%(11人)となっています。

③ 実施計画(平成27年度～平成31年度)

- ・ 保育施設の未整備区域はありませんが、民間事業者の新規参入促進については、必要に応じて検討します。
- ・ てつなん保育所の民間移譲については、個別方針に基づいて進めていきます。

8 学校教育・保育の推進に関する体制

(1) 認定こども園の普及に係る考え方

認定こども園は、就学前の保育・教育を一体として捉え、一貫して提供する新たな枠組みとして、幼稚園機能と保育所機能を併せ持ち、地域における子育て支援機能を果たすことが義務付けされた施設です。

本町は、現行の幼稚園・保育所制度の確保・支援を継続しつつ、保護者の就労の有無にかかわらず入園が可能であり、幼稚園・保育所の同年齢児が同じ教育・保育が受けられる認定こども園の導入・移行への支援を行います。

(2) 幼稚園教諭と保育士の合同研修会に対する支援

教員・保育士が、相互に理解したり共に高め合ったりできる合同研修会を実施します。

(3) 各実施計画の役割及びその推進方策

庁内における新制度に係る事務の一元的実施体制の整備、関係各課との連携・協働を図り、また、町と教育・保育事業者、事業者間の連携・協働※を推進します。

※幼稚園・認可保育所と農村地域保育所の連携、幼稚園等と放課後児童クラブの連携

(4) 幼稚園・保育所と小学校との連携推進方策

小学校への滑らかな接続を対外的に明確化し、一層推進していくため、幼稚園・保育所と小学校との連携・接続に係る必要な措置※を町教育委員会と連携して検討します。

※合同活動の実施、幼小免許併有者の優先配置、人事交流の促進等

主に5歳児を対象として、「協同的な学び」による活動（道徳教育・特別活動等）における小学校との合同活動や交流を推進する学級を位置づけ、幼小連携・接続の実施を検討します。

第5章 関連施策の展開

1 産後休業及び育児休業後における特定教育・保育施設等の円滑な利用確保

子育て支援センターの機能を充実させることで、育児休業終了以降、希望する保護者が教育・保育事業を利用できるような環境の整備、産前・産後休業、育児休業期間中の保護者に教育・保育事業の情報提供、相談支援事業の充実に向け取り組みます。

2 児童虐待防止対策の充実

(1) 要保護児童対策地域協議会を中核とした連携体制

要保護児童対策地域協議会を構成する幼稚園・保育所などの関係機関との連携体制を強化して、虐待対応の充実を図ります。

(2) 虐待発生予防の強化

ハイリスク妊婦など虐待に至るおそれのある要因を早期に発見し、各母子保健事業と連携させた取組みを強化し、虐待が発生しやすい家庭環境にいる子どもやその保護者に対する支援を充実させていきます。

3 ひとり親家庭等の自立支援の推進

(1) ひとり親家庭等の相談支援

ひとり親家庭等の困難を解決し、自立を支援するため相談に応じ、必要な助言・指導を行うとともに、各種の情報提供等を実施し、ひとり親家庭等の福祉の増進に資するため、面談・電話相談を継続します。

(2) ひとり親家庭への医療費助成の実施

ひとり親家庭の健康の保持及び生活の安定に寄与し、その福祉の向上を図るため、ひとり親家庭の方が医療を受けた場合、自己負担を軽減する医療費助成を継続します。

(3) ひとり親家庭等への保育料軽減

ひとり親家庭等のうち、前年分の所得税が非課税で、かつ前年度分町民税が非課税の世帯は保育料を無償としています。また、未婚の母においては、みなし寡婦控除を適用し、保育料軽減を継続します。

4 発達支援システムの充実

(1) 芽室町発達支援システムの充実

発達支援を要する児童への一貫性と継続性のある支援の構築を目指す「芽室町発達支援システム」の充実を図ります。

(2) 課題への連携体制構築

適切な人材配置、支援方法の策定と活用、連携の場づくりを充実させ、発達支援を要する児童の情報・支援・かかわる人の機能的なつながりに努めます。

さらに、学習支援、保護者間支援体制、就労へのスムーズな移行、ひきこもり対応などの課題にも関係課・係が連携しながら取組めます。

5 労働者の職業生活と家庭生活との両立

仕事と生活の調和を実現するため、働き方を見直し、仕事と子育ての両立が可能となるよう雇用環境の改善を推進します。

(1) 仕事と生活の調和の実現

仕事と生活の調和の実現に向けた町民の理解や合意形成を促進します。また、仕事と生活の調和の実現に積極的に取り組む企業活動を奨励し、企業における取組を支援・促進します。

(2) 仕事と子育ての両立のための基盤整備

共働き家庭が増加しているなか、仕事と子育ての両立支援の充実が求められています。町としては、国、道等との連携を図りながら、保育サービスや放課後児童健全育成事業等の充実に努めるとともに、子ども達が様々な人と出会い、ふれあうことのできる多世代・異年齢交流を推進し、放課後・週末などの子どもの居場所づくりの拡充を図ります。

(3) 父親の子育て参加意識の向上

妊娠・出産・子育て期における父親の子育てへの参加意識を向上させ、子どもの健やかな成長・発達、母親の育児負担の軽減、子どもにやさしい地域づくりを推進します。

芽室町子ども・子育て支援事業計画

発行者 芽室町子育て支援課

住 所 〒082-0014 北海道河西郡芽室町東4条4丁目5番地

TEL 0155-62-9733 FAX 0155-62-0121